

# 児童扶養手当システム標準化 機能要件

※本機能要件における「一覧を確認できること」とは、紙、データでの出力機能や画面上での表示機能を含み、ベンダー任意の方法で実装するものとする。

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通														
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				0200001	住民記録システムに、住民記録情報(外国人情報、異動情報を含む)を照会する ※1 連携は住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 住民記録情報の過去の履歴を管理できること ※4 連携頻度は随時とする ※5 個人番号を連携できること ※6 支援措置対象者情報も連携できること	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				0200337	住民記録システムに、住民記録情報(外国人情報、異動情報を含む)を照会する ※1 外国人の場合、本名、通称名、英字名のいずれを優先利用するかは氏名優先フラグの情報も連携すること	-	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				0200002	住民税システムに、住民税情報(年次情報及び過年度の更正情報等)を照会する ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 過去五年分の課税所得情報を連携し、児童扶養手当システムで利用できること ※4 住民税情報を課税年度ごとに過去の履歴を管理できること ※5 連携頻度は週次・月次等とする	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				0200338	住民税システムに、住民税情報(年次情報及び過年度の更正情報等)を照会する ※1 住登者かつ他市町村で賦課されている住登外課税者であるかを連携できること ※2 住登外で課税されている税情報を連携できること ※3 再転入者や住登外(実態上居住しているが、戸籍の附票又は住民票上は記載の無いこと)転入者についても個人番号や団体内統合宛名番号をキー情報として連携できること	-	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				欠番 (0200003)	(削除)								
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携			修正	0200004	障害者福祉システムに、障害者福祉情報(特別児童扶養手当情報、身体障害者手帳情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報等(異動情報を含む))を照会する ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 連携頻度は随時・週次・月次・年次等とする	-	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】都道府県では、障害者福祉システムと連携していないため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				0200339	就学事務システム(就学援助)に、受給者基本情報を提供する	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				0200340	生活保護システムに、受給者基本情報、支給情報を提供する	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他基幹業務システムとの連携				0200341	子ども・子育て支援システムに、受給者基本情報を提供する	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				欠番 (0200005)	(削除)								
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200006	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムより配信マスタ・独自マスタを取り込みできること	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	他システム連携			修正	0200342	団体内統合宛名機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。)における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。 団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	-	◎	◎	◎	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村では当該機能が必須ではないため、実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	他システム連携			修正	0200007	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること  ※1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること ※2 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること	-	◎	◎	◎	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村では当該機能が必須ではないため、実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200343	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること  ※1 住民税情報や年金情報については、一括での照会情報内容情報作成、連携ができること	-	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200344	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成できること  ※1 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること	◎	-	-	-	-			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200345	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成できること  ※1 住民税情報や年金情報については、一括での照会情報内容情報作成ができること	○	-	-	-	-			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200008	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データと連携し、児童扶養手当システム内で情報照会結果を利用できること  ※1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200346	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データと連携し、児童扶養手当システム内で情報照会結果を利用できること  ※1 住民税情報や年金情報については、一括での情報照会結果の取り込み、利用ができること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200009	文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200010	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す副本登録データを作成できること  ※1 支援措置対象者を始めとした受給資格者についても副本登録できること ※2 支援措置対象者については、不開示設定で副本登録データを作成できること ※3 住登外対象者も副本登録対象とすること ※4 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200347	マイナンバー制度における中間サーバーにて作成できる突合用ファイルを用いて、副本データの整合性確認ができること。又は団体内統合宛名システムにて整合性確認を行う場合で整合性確認用データの作成が必要な場合は、整合性確認用データを作成し、連携できること  ※ 整合性確認用データを連携することなく、団体内統合宛名システムで整合性確認が行える場合を含む	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200348	マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。申請管理機能がマイナポータルびったりサービスに対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。  【対象事務】 ・児童扶養手当の現況届の事前送信	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200349	公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無(公金口座区分)を管理できること。  【管理項目】 公金口座区分	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200350	公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200351	取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。)に提供できること。	×	×	×	×	×			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200011	連携用データの取込時や作成・送信時にエラーが発生した場合、エラー内容の確認、対応後の再取込、再作成・再送信処理ができること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200012	JR通勤定期乗車券割引制度の証明書「特定定期乗車券購入証明書」の交付台帳管理ができること。  【管理項目】 特定者の氏名、年齢、性別、証書番号、発行日	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	他システム連携				欠番 (0200013)	(削除)								
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200352	転入前に、住民記録システムから転出証明書情報(番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。)に係る関係する情報を取得できること。	-	-	-	-	-	本要件は、横並び調整方針にて示されている機能であるが、児童扶養手当システム標準仕様書(1.1版)においては、引越し手続オンラインサービスの実施対象外であるため、実装区分を対象外とする。		

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200353	マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう)から取得できること。	-	-	-	-	-	本要件は、横並び調整方針にて示されている機能であるが、児童扶養手当システム標準仕様書(1.1版)においては、引越し手続オンラインサービスの実施対象外であるため、実装区分を対象外とする。		
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200354	マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理できること。	-	-	-	-	-	本要件は、横並び調整方針にて示されている機能であるが、児童扶養手当システム標準仕様書(1.1版)においては、引越し手続オンラインサービスの実施対象外であるため、実装区分を対象外とする。		
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200355	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。	-	-	-	-	-	本要件は、横並び調整方針にて示されている機能であるが、児童扶養手当システム標準仕様書(1.1版)においては、引越し手続オンラインサービスの実施対象外であるため、実装区分を対象外とする。		
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200356	来庁予定者の受入れ事前準備として、転入届、転居届提出時に併せて行われる手続の届出等に、転出証明書情報、転入予約情報又は転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。	-	-	-	-	-	本要件は、横並び調整方針にて示されている機能であるが、児童扶養手当システム標準仕様書(1.1版)においては、引越し手続オンラインサービスの実施対象外であるため、実装区分を対象外とする。		
00.児童扶養手当共通	他システム連携				0200357	申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号(「びったりサービス外部インターフェース仕様書」に規定する受付番号をいう。)を用いて、対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。	-	-	-	-	-	本要件は、横並び調整方針にて示されている機能であるが、児童扶養手当システム標準仕様書(1.1版)においては、引越し手続オンラインサービスの実施対象外であるため、実装区分を対象外とする。		
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200014	手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外  【管理項目】 年度、所得加算情報(受給資格者・扶養義務者等の老人扶養控除加算額、特定扶養控除加算額)、所得制限限度額情報(扶養人数、全部支給額、一部支給額、扶養義務者等限度額、更新年月日)、物価スライド情報(改定年月、今回値、前回値、更新年月日)、障害者控除額、特別障害者控除額、勤労学生控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能			修正	0200358	手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外  【管理項目】 所得情報、所得内訳、分離・総合課税、所得加算情報(非課税公的年金等収入額、養育費、16-19控除対象扶養親族申立書、障害、特別障害、医療費、小規模共済等掛金、控除対象配偶者、その他控除情報)	○	◎	◎	◎	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、児童扶養手当業務を主に担当している中核市、一般市区町村においては、「◎(実装必須機能)」に変更。また、都道府県、福祉事務所未設置市町村の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】中核市、一般市区町村の自治体実装区分を「◎(実装必須機能)」に変更。また、都道府県、福祉事務所未設置市町村の自治体実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和9年2月1日
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200015	コードマスタを管理(登録、修正、削除、照会)できること  ※1 統計・報告にて行う各種情報の集計に必要な管理項目(受給資格者区分、支給区分等)を、コードとして定義して管理できること	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200016	通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票単位で公印の種類及び印影若しくは“公印省略”といった文言を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 職務代理者の公印も管理できること ※3 印影は自治体の要求するサイズで管理できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200017	通知書等の出力において、印字する発行者や職務代理者等の情報を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外  【管理項目】 発行者・職務代理者情報(氏名、役職名)	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200359	通知書等の出力において、印字する発行者や職務代理者等の情報を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外  【管理項目】 開始年月日、終了年月日	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200018	通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 通知書等の帳票単位に管理できること ※3 文書番号の出力有無も管理できること  【管理項目】 文書番号	◎	○	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200019	通知書等の出力において、印字する帳票タイトル、文言、注記文、審査文言を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして、必要に応じて自治体が希望する文言等にマスタを修正すること  【管理項目】 帳票タイトル、文言、注記文、審査文言	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200020	通知書等の出力において、印字する提出書類を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外  【管理項目】 提出書類	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200360	通知書等の帳票単位で任意の発行年月日の設定可否を管理できること  【管理項目】 帳票ID、発行年月日の任意設定可否	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200361	外国人の場合、本名、通称名、英字名のいずれを優先利用するか氏名優先フラグの登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能			修正・補記	0200021	「管理場所」としてマスタ管理できること  【管理項目】 管理場所	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能			修正・補記	0200022	「管理場所」単位で通知書等に印字する公印種類及び印影を管理できること	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200362	区間異動に伴う宛名情報や認定の異動に対応できること	-	○	-	-	-			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200023	通知書等の出力において、印字する問合せ先、来所場所情報を一括で登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外  【管理項目】 問合せ先・来所場所情報(郵便番号、住所、部署名、電話番号)	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200363	通知書等の出力において、印字する問合せ先、来所場所情報を一括で登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 問合せ先・来所場所情報(FAX番号、メールアドレス)	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200364	窓口となる町村の問合せ先や提出先情報を登録、修正、削除、照会できること	○	-	-	-	-			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能			修正・補記	0200365	「管理場所」単位で問合せ先、来所場所を設定できること	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市以外の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200024	通知書等の教示文にある不服申立て先を管理できること ※1 教示文中にある〇〇市長、△△知事の文言を印字するために管理する 【管理項目】 自治体名	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200025	金融機関マスタデータ(金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等)を登録、修正、削除、照会できること。 ※1 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること ※2 金融機関マスタデータを一覧で確認できること ※3 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 【管理項目】 金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ、	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200366	金融機関マスタデータ(金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号)を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200367	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200026	金融機関情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200027	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200028	都道府県マスタ、市町村マスタ及び役所マスタを管理し、転出元受給資格者台帳取得処理、受給資格者台帳送付処理において利用できること ※1 東京都の特別区、指定都市の区など児童扶養手当の実施機関ごとにマスタを管理できること 【管理項目】 自治体コード、自治体名、自治体名カナ、県名、市区町村名、郵便番号、住所、部署、宛名役職名、電話番号、作成年月日、適用開始年月日、適用終了年月日	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200029	住民の住所については住民記録システムから取得すること。 当該システムにおいて、住所登録が必要な場合は、住所マスタを保持すること。	◎	◎	◎	◎	◎			



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能			修正	0200030	手当の支払期を登録、修正、削除、照会できること ※1 定時払いの支払期を登録、修正、削除、照会できること ※2 随時払いの支払期を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支払期	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能			修正	0200368	手当の支払予定年月日を登録、修正、削除、照会できること ※1 定時払いの支払予定年月日を登録、修正、削除、照会できること ※2 随時払いの支払予定年月日を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支払予定年月日	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200031	改元においても、パラメータの追加により特段の保守作業を必要とせず、全ての画面表示、入力チェック、各帳票の印字が適切に行えること ※1 通知書等の出力において、改元年の年表示については「元年」と表示すること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	マスタ管理機能				0200032	特定個人情報保護評価のしきい値判断に使用する対象者情報を抽出できること ※ 対象人数、対象者、対象者区分(受給資格者、扶養義務者、対象児童等の別)を把握できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			修正	0200033	対象児童、受給資格者、扶養義務者及び配偶者の住民記録情報を登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 支援措置対象者情報も連携される場合は、支援措置対象者として管理できること	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			修正	0200034	対象児童、受給資格者、扶養義務者及び配偶者の住民記録情報を一覧で確認できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			修正	0200035	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200369	住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。  ・住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。	-	◎	◎	◎	◎	住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を児童扶養手当システムに個別に実装する場合、以下のとおりとする。  ・児童扶養手当システムと住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能との間の連携については提供事業者の責任において対応することとし、必ずしもデータ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。 ・宛名番号を用いて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携することが想定されることから、児童扶養手当システムと他の基幹業務システム間において、別人に同一の住登外者宛名番号を付番しないことを原則とするが、自治体の判断等にて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。		
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200036	住登外者における基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)、個人番号等を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 団体内統合宛名番号を連携できること	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200037	再転入時や住登外者から住民登録者になることにより宛名番号が変更された場合、変更後の宛名番号へ過去の履歴を統合もしくは紐づけして、同一人物の情報として利用できること  ※1 再転入時は、住民記録システム標準仕様書において、「従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと」となっているが100%ではない ※2 宛名番号が変更となり、別人の情報となることを防止するために、宛名番号の紐づけもしくは宛名番号の置き換えにより同一人物の情報として扱えるようにすること	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200038	受給資格者の連絡先情報(電話番号、送付先情報等)を登録、修正、削除、照会できること  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 送付先住所を設定した場合は、送付先住所が優先されること  【管理項目】 送付先氏名、送付先郵便番号、送付先住所、電話番号、備考	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200370	受給資格者の連絡先情報(電話番号、送付先情報等)を登録、修正、削除、照会できること  ※1 送付先については開始日、終了日設定を行い、通知書記載の発行日に応じて切り替わること ※2 電話番号は公開範囲を指定できること  【管理項目】 電話番号種類、電話番号公開範囲、送付先開始日、送付先終了日	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200039	受給資格者の連絡先情報(電話番号、送付先情報等)を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200040	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200041	受給資格者の口座情報を登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200042	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、一括更新ができること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200043	特定の金融機関、支店の口座を利用している受給資格者を一覧で確認できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200044	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200045	住記世帯とは別に児童扶養手当用世帯情報を管理(登録、修正、削除、照会)できること ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること ※2 世帯全員の所得情報が管理できること ※3 児童扶養手当用世帯情報を登録する場合、住民記録上の別世帯の世帯員や住登外者も登録できること ※4 児童扶養手当用世帯情報の履歴を管理できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				欠番 (0200046)	(削除)								
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			修正	0200047	対象児童や受給資格者の年金受給情報(障害者年金含む)を登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要だが、全国意見照会にて、一部当該情報に限り保有する福祉事務所未設置町村があることが分かったため、実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200048	年金受給情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	-			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200049	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200050	支援措置対象者情報を登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200051	支援措置対象者情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200052	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200053	対象者の住民税情報を登録、修正、削除、照会できること ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200054	児童扶養手当システム上で管理している対象者の住民税情報を一覧で確認できること	-	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200055	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200056	住民記録および児童扶養手当用世帯情報より、世帯番号、住所、方書、住所コードを検索条件として、同一住所候補の住民を検索できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200371	児童扶養手当用世帯情報を管理している場合は児童扶養手当用世帯情報より世帯番号、住所、方書、住所コードを検索条件として、同一住所候補の住民を検索できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			訂正	0200057	起案処理ができること 【管理項目】 処理区分(起案待ち、起案)、届出種別(認定請求、資格喪失届等起案対象となる届出・請求の種別)、起案番号、証書番号、受給資格者氏名(漢字、振り仮名(フリガナ))、審査区分、請求届出提出年月日、起案年月日、市町村名 ※1 起案処理は、処理区分が起案待ちの受給資格者を対象に、届出種別ごとに行えること ※2 届出種別に該当する複数受給者を1つの起案として処理できること ※3 起案処理後、一意の起案番号が付番され、処理区分を起案に変更できること	○	○	○	○	○	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。 振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			訂正	0200058	起案取消処理ができること 【管理項目】 処理区分(起案、起案取消)、届出種別(認定請求、資格喪失届等起案対象となる届出・請求の種別)、起案番号、証書番号、受給資格者氏名(漢字、振り仮名(フリガナ))、審査区分(受理、認定、却下)、請求届出提出年月日、市町村名 ※1 処理区分が起案の受給者を対象に、取消対象の起案番号を指定して処理できること ※2 取消処理後、処理区分は起案取消に変更できること	○	○	○	○	○	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。 振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			訂正	0200059	決裁処理ができること  【管理項目】 処理区分(起案済、決裁済、通知済)、届出種別(認定請求、資格喪失届等起案対象となる届出・請求の種別)、起案番号、証書番号、受給資格者氏名(漢字、振り仮名(フリガナ))、審査区分(受理、認定、却下)、請求届出提出年月日、決裁年月日、市町村名  ※1 決裁処理は、1起案ごとに処理できること ※2 任意の起案番号から決裁対象となる起案を検索できること ※3 決裁処理後、処理区分を決裁済に変更できること ※4 各種通知書は「決裁済」受給者のみ出力できること ※5 通知書出力後、処理区分を通知済に変更できること	○	○	○	○	○	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200060	起案処理の対象受給資格者一覧を確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200061	起案済受給資格者一覧を確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200062	起案取消済受給資格者一覧を確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200063	決裁処理の対象受給資格者一覧を確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200064	決裁済起案一覧を確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200065	通知済受給資格者一覧を確認できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200066	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200067	児童扶養手当関係書類提出受付処理簿に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 整理番号、件名(氏名)、受付年月日、再提出受付年月日、返付年月日、返付事由、受理年月日、処理経過(処理済年月日、認定請求書却下書交付年月日)、審査結果、備考(証書返付年月日)	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200372	児童扶養手当関係書類提出受付処理簿に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 証明書発行日、発行番号、証明書種別(資格証明書・購入証明書等)、有効期限	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200068	受給資格者に係る補足情報を、登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 受給資格者に係る補足情報	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			補記	0200069	提出書類に不備があった場合、対象書類を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 不備書類情報	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】当該機能は、業務において不備書類の情報を把握する機能であり、実務に応じた仕様とする。	【第2.0版】「不備書類情報」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200070	請求書情報及び届出情報を都道府県に提出した場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 提出年月日、再提出年月日	-	-	-	-	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200071	都道府県に提出済み及び未提出の届出に係る情報を一覧で確認できること	-	-	-	-	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200072	請求書及び届出等の受付時に、入力した情報を一時保存できること  ※1 書類不備等により、各種請求書・届出を受理できない場合、入力可能な情報のみ一時的に保存できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200073	請求書及び届出等の処理内容(年齢到達、住記異動管理のように請求書及び届出を伴わない処理も含む)に応じて、資格状態(認定、却下、喪失、転出等)及び差止状態(差止、差止解除)を更新できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200074	受給資格者の手当額や支給区分、受給(資格)者区分、支払情報(支払額、支払期等)、支払差止等の変更履歴を管理できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200075	職権にて、システムの登録情報や自動で設定・算出された値を、任意の値に修正もしくは削除できること  ※1 他システムを参照している項目は、対象外 ※2 データの整合性を保てる範囲内で修正、削除ができること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200076	システム規定の形式・方法で児童扶養手当システムに現況届等のデータを取り込めること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200077	事実婚解消等調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 事実婚解消等調書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200078	遺棄調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 児童情報(区分(父親が家出、母親が家出)、別居開始年月日、父又は母の電話番号)、遺棄調書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200079	遺棄申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 児童情報(父又は母の氏名)、遺棄申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200080	父又は母の就労等に関する調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 父又は母の氏名、父又は母の傷病名、父又は母の就労等に関する調書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200081	生計維持児童申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 所得情報(生計維持児童数)、電話番号、生計維持申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200082	児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書(認定請求書・所得状況届・現況届用)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 児童扶養手当における同一生計配偶者に関する申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200083	生計別申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 生計別申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200084	扶養義務者と別生計であることの申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 電話番号、扶養義務者と別生計であることの申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200085	母子・父子で生活していることの申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 電話番号、母子・父子で生活していることの申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200086	申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200087	住所要件に関する申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 電話番号、住所、住所要件に関する申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200088	別居監護申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 電話番号、児童情報(氏名、生年月日、年齢、続柄)、別居監護申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200089	監護申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 証書番号、請求者(受給者)氏名・住所・電話番号、監護している児童情報(氏名、生年月日、年齢、続柄、住所、備考)、監護申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200090	16歳～19歳扶養申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数、16歳～19歳扶養申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200091	介護申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 介護申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200092	養育費等に関する申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 養育費受取額、同居している家族(扶養義務者)情報(氏名、続柄、生年月日)、養育費に関する申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			訂正	0200093	養育申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 証書番号、請求者氏名、請求者住所、電話番号、養育している児童情報(氏名、生年月日、続柄)、父の氏名、父の振り仮名(フリガナ)氏名、父の該当事由(離婚、死亡、障害、生死不明、遺棄、拘禁、未婚の女子の子、その他)、母の氏名、母の振り仮名(フリガナ)氏名、母の該当事由(死亡、生死不明、戸籍上母がいない、その他)、該当年月日、非該当予定年月日、養育申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200094	公的年金調書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 年金情報(受給権発生日、種類・基礎年金番号・年金コード、受給開始年月)、公的年金調書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200095	公的年金受給状況調査書(児童扶養手当用)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 請求者氏名、支給対象児童氏名、請求者の年金情報(種類・基礎年金番号・年金コード・年額、受給開始年月)、請求者に支給される障害基礎年金等の子の加算対象となる児童の年金情報(加算対象児童氏名、基礎年金番号・年金コード・年額、受給開始年月)、公的年金受給状況調査書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200096	公的年金に関する同意書について、以下の情報が登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 公的年金に関する同意書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200097	各種帳票の出力や届出・請求書に関する処理をバッチ処理にて一括で行えること  ※1 バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること ※2 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること ※3 前回設定のパラメータは、一部修正ができること ※4 修正パラメータ箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること ※5 全てのバッチ処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること ※6 バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200098	必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200099	入力内容に対して、必須チェックや妥当性チェック、関連チェックを実施し、エラー項目が明示的に表示されること  ※1 入力内容は、ワンストップサービス(マイナポータル・びったりサービス)を利用して行われたオンライン情報等、他システムからの連携情報を含む	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200100	対象者の不現住(居所不明)に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。  【管理項目】 不現住区分	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				欠番(0200101)	(削除)								



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能				0200373	法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。 個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに削除できること。 保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			修正	0200374	宛名番号付替処理に関し、対象者の宛名番号付替処理を行い、台帳データを更新できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県を除く指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】都道府県を除く他の自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和9年2月1日
00.児童扶養手当共通	データ管理機能			修正	0200375	メモ情報を登録、修正、削除、照会できること	○	○	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】指定都市以外の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和9年2月1日
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能			訂正	0200102	受給資格者の検索において、氏名(漢字・振り仮名(フリガナ))、生年月日、住所、証書番号、宛名番号等で検索できること  ※1 氏名(漢字・振り仮名(フリガナ))、生年月日、住所等を、複数組み合わせで検索できること ※2 受給資格者検索での氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も含まれた検索を除く。)ができること。 ※3 受給資格者が外国人である場合の検索は本名、通称名、英字名のいずれでも検索できること ※4 受給資格者検索は、対象児童、配偶者、扶養義務者の宛名番号、氏名(漢字・振り仮名(フリガナ))、生年月日、住所を条件としても検索できること	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能				0200376	受給資格者の検索において、電話番号で検索できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能				0200103	過去に利用した検索条件および検索結果を再度利用できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能				0200104	検索により、複数対象受給資格者が該当した場合は、該当対象者をすべて一覧表示し、選択した明細で台帳画面に遷移できること  ※1 支援措置対象者が含まれていた場合は、気づける仕組みとすること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能				0200105	受給資格者の生年月日と、システム日付から計算した年齢を自動表示できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能				0200377	受給資格者の生年月日と、任意で設定した日付から計算した年齢を自動表示できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能				0200106	受給資格者の個人番号を確認できること  ※1 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができること ※2 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと ※3 所属や職員により利用権限設定できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	台帳管理機能				0200107	住所検索機能を利用できること。  ※1 住所検索方法として、頭文字での住所検索ができること。	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能				0200108	EUC機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(児童扶養手当システム)」の規定に従うこと。 (児童扶養手当システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。) なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村				
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能				欠番(0200109)	(削除)									
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能				0200110	保留通知対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○				
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能				0200111	補正命令対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○				
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能				0200112	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○				
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能				0200113	任意の一覧結果では、支援措置対象者が含まれていた場合は、気づける仕組みとすること	◎	◎	◎	◎	◎				
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能				0200114	任意の一覧結果では、文字溢れ者や未登録外字者が含まれていた場合は気づける仕組みとすること	○	○	○	○	○				
00.児童扶養手当共通	一覧管理機能			修正・補記	0200115	各業務で使用するリストについては、都道府県や市区町村と、管理場所単位に出力できること	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、「管理場所」に関連する機能につきまして、指定都市では必須機能であるため、実装区分「◎(実装必須機能)」に変更。 【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日	
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200116	指定した条件に該当する対象者の「宛名シール」、もしくは窓あき封筒に対応した形式での「宛名状」を出力できること ■帳票詳細要件 宛名シール■ ■帳票詳細要件 宛名状■ ※1 住民記録上の住所とは異なる送付先(連絡先)が設定されている場合は、送付先を優先すること	○	○	○	○	○				
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200117	宛名を印字する対象者宛での外部帳票において、窓あき封筒に対応でき、送付先情報からカスタマーバーコードを出力できること	◎	◎	◎	◎	◎				
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200118	通知書等において、管理している電子公印を印字できること	◎	◎	◎	◎	◎				
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200119	通知書等において、管理している首長や職務代理者等を印字できること	◎	◎	◎	◎	◎				
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200120	文書番号を伴う通知書等の出力時は、手入力した文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること ※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと ※2 文書番号の前後の記号番号は、文書番号を印字する帳票ごとにパラメータ等で設定できること ※3 文書番号を印字する設定の無い帳票は、文書番号を印字しないこと	◎	◎	◎	◎	◎				
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200378	文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること 自動付番の利用有無をパラメータ等で設定できること	○	○	○	○	○				

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能			修正・補記	0200379	文書番号の前後の記号文字は、文書番号を印字する帳票について「管理場所」ごとに設定でき、「管理場所」ごとの設定時は 機能ID:0200120の※2 より優先して印字すること	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200121	通知書等において、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言を印字できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200122	発行年月日の任意設定が可能な通知書等に対して任意の発行年月日を設定し、印字できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200123	通知書等において、問合せ先、来所場所を印字できること ※1 帳票単位で設定した問合せ先、来所場所を印字すること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能			修正・補記	0200380	通知書等において、問合せ先、来所場所を印字できること ※1 管理場所単位で設定した問合せ先、来所場所を印字できること	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200124	帳票に印字する対象者情報に応じて、敬称を置き換えること  <設定例> ・個人の場合、「様」を付加	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200125	印刷は個別／一括印刷ができること ※1 印刷プレビューを表示できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200381	印刷は個別／一括印刷ができること ※1 一括印刷の場合、スケジュール登録による自動実行及びパラメータ等で指定時点の対象者の抽出、一括出力を可能とすること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200126	任意の条件で帳票出力対象候補となる受給資格者を抽出し、抽出した一覧結果にて帳票の出力有無を選択できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200127	帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、帳票出力対象者やバッチ処理の対象者を一覧で確認できること ※1 帳票の一括出力時の出力順、ソート順はパラメータ等で設定できること ※2 一覧には帳票出力対象者やバッチ処理対象者の最新の資格情報を出力できること  【管理項目】 処理情報(処理日、処理名、処理状態、処理終了日時)、処理実行時設定情報(処理実行日付、処理起動時刻)	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200382	帳票の一括出力時に未登録の外字が利用されている場合や印字文字数オーバーがあった場合についても、出力順、ソート順をパラメータ等で設定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能			修正	0200383	現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理について一括処理にて一括で行えること ※1 現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理をバッチ処理にて行った場合は、「児童扶養手当証書等の交付について」を一括出力できること <b>■帳票詳細要件 児童扶養手当証書等の交付について■</b>	-	○	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県を除く指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】都道府県を除く他の自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和9年2月1日
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200128	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、各種通知の事務に係る全ての項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200129	帳票の個別出力時に、未登録の外字が利用されている場合や印字文字数オーバーがあった場合、該当受給資格者を把握できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200130	画面より帳票を出力する機能において、出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票が一覧で表示され、出力帳票を指定できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200131	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200132	二次元コード(カスタマーバーコードを含む。)については、二次元コードの値をファイルに格納すること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200384	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ(外字情報を含む。)について印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力できること	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				欠番 (0200133)	(削除)								
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200134	支援措置対象者が含まれる帳票の一括出力において、支援措置対象者が含まれていた場合は気づける仕組みとすること ※1 当該要件は、令和3年9月「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」において提示されている、デジタル3原則に基づくBPRを推進するための要件である	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200135	「児童扶養手当証書」を出力できること ※1 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと <b>■帳票詳細要件 児童扶養手当証書■</b> <b>【管理項目】</b> 証書交付年月日	◎	◎	◎	◎	-			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200385	「児童扶養手当証書」を出力できること ※1 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと <b>■帳票詳細要件 児童扶養手当証書■</b> <b>【管理項目】</b> 証書返付年月日、出力日	○	○	○	○	-			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200136	提出書類等に不備があった場合、「保留通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 保留通知書■ 【管理項目】 保留理由、補正期限	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200137	提出書類等に不備があった場合、「補正命令書」を出力できること ■帳票詳細要件 補正命令書■ 【管理項目】 再提出期限年月日、提出先部署名、補正を求める書類、補正を求める理由	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200138	「児童扶養手当証書等交付について」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書等交付について■ 【管理項目】 来所日時、場所、持参するもの	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能			修正	0200139	「児童扶養手当証書受領書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当証書受領書■ 【管理項目】 証書記号番号、受給資格者氏名、備考	○	-	-	-	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県又は福祉事務所未設置町村のみが「児童扶養手当証書受領書」を出力するため、都道府県又は福祉事務所未設置町村以外の実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県又は福祉事務所未設置町村以外の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200140	職権による市外転出処理、額改定処理、資格喪失処理、登録情報変更処理、支給区分の変更等を行う場合は、受給資格者に対し、「児童扶養手当関係書類提出命令書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当関係書類提出命令書■ 【管理項目】 提出を命じる書類、提出期限年月日提出先部署名	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200141	「町村への送付書」を出力できること ■帳票詳細要件 町村への送付書■ 【管理項目】 手当期間、手当支払予定年月日	○	-	-	-	-			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200142	帳票の発行履歴を管理できること ※1 帳票の再出力を行うための管理となるため、住民への通知物を対象とする	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200143	出力済帳票を再発行、再交付できること	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200144	通知書等の外部帳票に口座情報を印字する場合は、アスタリスク等を印字できること。なお、対象となる帳票において、伏せる口座情報の項目は統一すること。	◎	◎	◎	◎	◎			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能				0200386	口座番号をアスタリスク等で伏せる場合、開始位置と桁数を指定し伏せる箇所を設定できること。	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	帳票出力機能			修正・補記	0200145	各業務で使用する帳票については、都道府県や市区町村と、管理場所単位に出力できること	○	◎	○	○	○	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。</p> <p>【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、一般市や中核市における支所のことを指す。</p>	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に変更。また、機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	アクセスログ管理				0200146	<p>&lt;ログの取得&gt; 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること(1aaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、1aaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>－取得対象:①照会、②帳票発行、③入力・修正・削除、④バッチ処理(帳票作成)、⑤バッチ処理(データ更新)、⑥画面ハードコピー、⑦データ抽出(EUC)</li> <li>－記録対象:操作者ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレコード(処理対象者等)・機能名・画面名、バッチについては処理名、個人番号へのアクセス有無</li> </ul> </li> <li>・認証ログ ログイン及びログインのエラー回数等</li> <li>・イベントログ 児童扶養手当システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報</li> <li>・通信ログ WebサーバやWebアプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等</li> <li>・印刷ログ 印刷者ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ(又は印刷端末名)、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式(プレビュー、印刷、ファイル出力等)、証明書の場合には発行番号等の情報</li> <li>・設定変更ログ 管理者による設定変更時の情報</li> <li>・エラーログ 児童扶養手当システム上及び他システム連携でエラーが発生した際の記録。管理者による設定変更時の情報取得したログは、自治体が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。 なお、システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。</li> </ul> <p>&lt;ログの分析&gt; システムの利用者及び管理者のログについては、以下の分析例の観点等から分析・ファイル出力が作成できること(1aaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、1aaS事業者と協議する等により、何らかの形で本機能が自治体に提供されるようにすること)。 [分析例] ・深夜・休業日におけるアクセス一覧 ・ログイン失敗一覧 ・ID別ログイン数一覧 ・大量検索実行一覧 ・宛名番号等から該当者の検索実行一覧</p>	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
00.児童扶養手当共通	操作権限管理				0200147	システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID/パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	◎	◎	◎	◎	◎	認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。		
00.児童扶養手当共通	操作権限管理				0200387	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。 シングル・サイン・オンが使用できること。	○	○	○	○	○			
00.児童扶養手当共通	操作権限管理			修正・補記	0200148	都道府県や市区町村と、管理場所の申請者情報をそれぞれ管理し、処理制御や利用権限等を設定できること	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、一般市や中核市における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に変更。また、機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
00.児童扶養手当共通	操作権限管理				0200149	各業務にて処理中に区間異動した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき区で処理できること(指定都市個別要件)	-	○	-	-	-			
00.児童扶養手当共通	ヘルプ機能				0200150	システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。 また、ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等が確認できる オンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)が提供されること。	◎	◎	◎	◎	◎			



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>01.新規認定請求</b>														
01.新規認定請求	認定請求受付			訂正	0200151	<p>児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請情報(認定請求年月日、申請種別(新規認定請求)、添付書類の省略有無、省略した書類名、添付書類、その他の事項、備考)</li> <li>・請求者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、個人番号、宛名番号、生年月日、性別、受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者)、障害の有無、配偶者の有無、住所、電話番号、支払方法、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座番号、口座種別、口座名義人カナ、職業又は勤務先名、勤務先電話番号、勤務先所在地、公的年金受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種別・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・年額、養育費の取決の有無、在留期間開始日、在留期間満了日)</li> <li>・支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、認定請求年月日、請求者との続柄、同別・別居の別、住所、監護等を始めた年月日、障害の有無、再診年月日、父の氏名・生年月日、母の氏名・生年月日、父又は母の状況について(離婚、死亡、障害、生死不明、遺棄、保護命令、拘禁、未婚、その他)、現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、拘禁終了予定年月日、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算対象となっている公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、父又は母の身体障害者手帳の番号及び障害等級、父又は母の職業又は勤務先名、9条・9条の2、在留期間)</li> <li>・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(氏名、個人番号、請求者との続柄、該当日、非該当年月日、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(請求者については、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、控除後の所得額、(本年度又は前年の)被災の有無、被災年月日)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p> <p>【第2.0版】検討会で議論した結果、対象児童を「扶養親族でない児童」と限定する必要がないと分かったため、「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p> <p>【第2.0版】対象児童における「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
01.新規認定請求	認定請求受付				0200388	児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・申請情報(異動判定日) ・請求者情報(住所要件(住民票上の住所と現住所の相違の有無)、再診年月日通称名、国籍) ・支給対象児童情報(孤児(該当、非該当)、障害名、障害者手帳番号、障害等級、障害種別、障害手帳発行者、父又は母の状況について(事実婚解消)、拘禁終了予定年月日、父又は母の障害名、父又は母の障害種別、父又は母の障害手帳発行者、通称名、国籍) ・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(生年月日、住所、電話番号、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、年金等受給該当区分(法第13条の2第1項該当/法第13条の2第2項/法第13条の2第3項))  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○			
01.新規認定請求	認定請求受付			削除	欠番 (0200389)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200390に本機能が含まれているため、本機能を削除	
01.新規認定請求	認定請求受付			修正・補記	0200390	児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・申請情報(管理場所)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
01.新規認定請求	認定請求受付				欠番 (0200152)	(削除)								
01.新規認定請求	認定請求受付				欠番 (0200153)	(削除)								
01.新規認定請求	認定請求受付			修正	0200391	児童扶養手当の支給額を計算(シミュレーション)を個別に実施できること	○	○	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】指定都市以外の自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和9年2月1日
01.新規認定請求	認定請求受付				0200154	被災状況書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 被災有無、被災状況届提出者の住所	◎	◎	◎	◎	◎			
01.新規認定請求	認定審査				0200155	審査結果について、以下の情報を登録、照会できること  【管理項目】 審査結果(認定、却下、取下、認定処分取消)、決裁日、認定年月日、取下日、却下年月日、却下した理由、公的年金照会の有無  ※1 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
01.新規認定請求	認定審査			補記	0200156	請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、支給開始年月、当初支給開始日、支給事由発生日、該当事由、非該当予定年月日、支給手当月額、手当月額改定年月、対象児童の年齢到達日、支給対象児童数、五年等満了年月、証書番号、支給停止額の内訳(法第9条第1項及び同条第2項～第11条(所得)による支給停止額、法第13条の2(公的年金等)による支給停止額、法第13条の3(一部支給停止措置)による支給停止額)、支払状況(年度、支払期、支払月)  ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額が自動で算出できること。 ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること ※3 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること ※4 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できることについて、非該当予定年月日は、児童は18歳に達する日以後の最初の4月1日、又は障害の状態にある児童は20歳到達日を指す。	【第2.0版】「年齢到達日及び非該当予定年月日」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務説明を追記。	令和8年4月1日
01.新規認定請求	認定審査				0200392	請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 支給手当月額の内訳(基本額、第2子加算額、第3子以降加算額)	○	○	○	○	○			
01.新規認定請求	認定審査			補記	0200157	受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること  ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること ※2 世帯全員の所得情報が管理できること ※3 扶養義務者候補の中に1人でも所得超過となる対象者が存在した場合、支給停止と判定すること	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】機能要件に記載している「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」は、管理項目としては、「扶養義務者(所得のある児童を含む)」と記載している。	【第2.0版】「扶養義務者」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。	令和8年4月1日
01.新規認定請求	認定審査				0200158	新規認定者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
01.新規認定請求	認定審査				0200159	新規認定請求却下者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
01.新規認定請求	認定審査				0200160	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、新規認定請求事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200161	請求内容を認定した場合、「児童扶養手当認定通知書」、「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当認定通知書■ ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■  ※受給資格者台帳については認定後随時出力できること  【管理項目】 証書番号	◎	◎	◎	◎	-			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200393	証書番号は認定順に付番できること	◎	◎	◎	◎	-			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200394	証書番号は自動付番できること	○	○	○	○	-			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200395	「児童扶養手当受給資格者名簿」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者名簿■	-	-	-	-	○			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200162	請求内容を却下した場合、「児童扶養手当認定請求却下通知書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当認定却下通知書■	◎	◎	◎	◎	-			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200163	「児童扶養手当所得状況届」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届■  ※1 児童扶養手当法施行規則第3条の5の規定に基づき、認定請求年月日に応じて、帳票の出力可否を制御できること	○	○	○	○	-			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200164	児童扶養手当所得状況届を提出していない受給資格者については「児童扶養手当所得状況届提出命令書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届提出命令書■  【管理項目】 未提出年度	◎	◎	◎	◎	◎			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200396	児童扶養手当所得状況届を提出していない受給資格者については「児童扶養手当所得状況届未提出について(お知らせ)」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届未提出について(お知らせ)■  【管理項目】 提出されていない届、持参するもの	○	○	○	○	○			
01.新規認定請求	認定審査結果通知				0200165	支給区分が、「一部支給」、「全部支給停止」の場合、「児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること	◎	◎	◎	◎	-			

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>02.市外転入</b>														
02.市外転入	市外転入受付			訂正	0200166	<p>児童扶養手当の市外転入について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(届出年月日、申請種別(転入))</li> <li>転入届情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、新住所・郵便番号、転入年月日、(転入元自治体における)証書番号、旧住所・郵便番号、電話番号、転出元自治体宛名役職、添付書類の省略有無、省略した書類名、備考)</li> <li>受給資格者情報(受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者))</li> <li>支払先情報(新金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座番号、口座種別、口座名義人カナ)</li> <li>支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、認定請求年月日、請求者との続柄・同別別居の別、住所、監護等を始めた年月日、障害の有無、父の氏名・生年月日、母の氏名・生年月日、父又は母の状況について(離婚、死亡、障害、生死不明、遺棄、保護命令、拘禁、未婚、その他)、現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算対象となっている公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、父又は母の身体障害者手帳の番号及び障害等級、父又は母の職業又は勤務先名、9条・9条の2、在留期間開始日、在留期間満了日)</li> <li>請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(氏名、個人番号、請求者との続柄、該当日、非該当年月日、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(請求者については、特定扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、(請求者及び児童の)養育費の額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、控除後の所得額、所得制限限度額(全部支給、一部支給)、(本年度又は前年)被災の有無、被災年月日)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p> <p>【第2.0版】検討会で議論した結果、対象児童を「扶養親族でない児童」と限定する必要がないと分かったため、「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、当該事務に係る機能に関し、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p> <p>【第2.0版】対象児童における「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	令和8年4月1日
02.市外転入	市外転入受付				0200397	<p>児童扶養手当の市外転入について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給対象児童情報(孤児(該当、非該当)、障害名、障害者手帳番号、障害等級、障害種別、障害手帳発行者、再診年月日、父又は母の障害名、父又は母の障害種別、父又は母の障害手帳発行者、通称名、国籍)</li> <li>受給資格者情報(住所要件(住民票上の住所と現住所の相違の有無))</li> <li>請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(生年月日、住所、電話番号、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、年金等受給該当区分(法第13条の2第1項該当/法第13条の2第2項/法第13条の2第3項))</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
02.市外転入	市外転入受付			削除	欠番 (0200398)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200399に本機能が含まれているため、本機能を削除	
02.市外転入	市外転入受付			修正・補記	0200399	児童扶養手当の市外転入について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・転入届情報(管理場所)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
02.市外転入	市外転入受付				欠番 (0200167)	(削除)								
02.市外転入	市外転入受付				欠番 (0200168)	(削除)								
02.市外転入	市外転入受付				0200169	受給資格者の転入に際して、転入情報を住記システムから自動で連携し、受給資格者が提出する「児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届」に係る項目を事前印字し、出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届■  ※1 当該要件は、令和3年9月「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」において提示されている、デジタル3原則に基づくBPRを推進するための要件である	-	◎	◎	◎	◎			
02.市外転入	転出元受給者台帳取得				0200170	転入元自治体へ送付する「児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書■	○	○	○	○	○			
02.市外転入	転出元受給者台帳取得				0200171	「児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書」送付後、「児童扶養手当受給資格者台帳」未受領の対象者情報を一覧で確認できること  【管理項目】 台帳送付依頼(済、未済)、台帳受領(済、未済)	○	○	○	○	○			
02.市外転入	転出元受給者台帳取得				0200172	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、市外転入事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
02.市外転入	転出元受給者台帳取得			訂正・補記	0200173	<p>受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、整理番号、個人番号、証書番号、生年月日、住所、住所変更日、手当月額、改定年月、備考)</li> <li>・支払金融機関情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人カナ)</li> <li>・支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、続柄、認定請求年月日、障害の有無、再診年月日、当初支給開始年月日、該当事由、支給事由発生日、9条・9条の2、非該当予定年月日、障害のある父又は母の氏名、傷病名等、障害の状態、拘禁状態の父又は母の氏名、拘禁終了予定年月日)</li> <li>・配偶者・扶養義務者情報(配偶者の氏名、配偶者の個人番号、扶養義務者の氏名、扶養義務者の個人番号)</li> <li>・支給停止関係届・現況届(区分、届出の有無、所得制限の該当・非該当の別、被災の有無、本人の所得額・扶養人数・控除(障・特障・老・勤)、配偶者・扶養義務者の所得額・扶養人数・控除(障・特障・老・勤))</li> <li>・公的年金給付等受給状況届(届出の有無、年度、本人・児童・加算対象児童の別、公的年金給付等の種類、公的年金給付等の年額、公的年金受給開始年月)</li> <li>・一部支給停止適用除外事由届(届出の有無、適用・適用除外の別、五年等満了年月、適用開始年月、適用終了年月、適用除外事由(就業中、求職活動中等、障害、負傷疾病、介護))</li> </ul> <p>・支払状況(区分、支払月、支払月別支払金額、支払済年月日)</p> <p>・支給停止情報(支給停止額、支給停止期間開始年月、支給停止期間終了年月)</p> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p> <p>【第2.0版】受給資格者が転出する際に、変更後の住所地の市等の担当者が、変更前の都道府県又は市等に対して当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求める業務があるため、当該機能を定義している。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p> <p>【第2.0版】管理項目の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。</p>	令和8年4月1日
02.市外転入	転出元受給者台帳取得			訂正	0200400	<p>受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者情報(受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者)、電話番号、転入年月日、転入元住所、転出年月日、転出先住所)</li> <li>・支払金融機関情報(金融機関コード、支店コード)</li> <li>・支給対象児童情報(振り仮名(フリガナ)氏名、同居・別居の別、非該当年月日、非該当事由)</li> <li>・支給停止関係届・現況届(老人扶養人数、特定扶養人数、(受給資格者の)養育費の額)</li> <li>・資格情報(差止年月、差止事由、一部支給停止上限額)</li> <li>・受給資格喪失情報(喪失年月日、喪失事由)</li> <li>・支給停止の状況(前年度の支給停止の状況(支給、一部支給、全部停止)、今年度の支給停止の状況(支給、一部支給、全部停止))</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○	○	○	○	○	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p>	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
02.市外転入	市外転入処理			補記	0200174	市外転入に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(認定、差止、増額保留等)、当初支給開始日、支給開始年月、支給手当月額、非該当予定年月日、対象児童の年齢到達日、五年等満了年月、決裁日、(転入先自治体における)証書番号  ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の算出ができること ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること ※3 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること ※4 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できることについて、非該当予定年月日は、児童は18歳に達する日以後の最初の4月1日、又は障害の状態にある児童は20歳到達日を指す。	【第2.0版】「年齢到達日及び非該当予定年月日」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務説明を追記。	令和8年4月1日
02.市外転入	市外転入処理				0200401	市外転入に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 五年等満了年月翌月時点の児童数	○	○	○	○	○			
02.市外転入	市外転入処理			補記	0200175	受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること  ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること ※2 世帯全員の所得情報が管理できること	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】機能要件に記載している「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」は、管理項目としては、「扶養義務者(所得のある児童を含む)」と記載している。	【第2.0版】扶養義務者の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。	令和8年4月1日
02.市外転入	市外転入処理				0200176	認定者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
02.市外転入	市外転入処理				0200177	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、市外転入事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
02.市外転入	市外転入通知				0200178	「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■ ※市外転入処理後随時出力できること	◎	◎	◎	◎	-			
02.市外転入	市外転入通知				0200402	「児童扶養手当受給資格者名簿」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者名簿■	-	-	-	-	○			
03.額改定請求(増員)														



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)受付			訂正	0200179	<p>児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求情報(請求日、請求種別(増員)、添付書類の省略有無、省略した書類名、備考)</li> <li>・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所)</li> <li>・支給対象児童情報(氏名、生年月日、個人番号、請求者との続柄、同居・別居の別、監護等を始めた年月日、障害の有無、父又は母の状況、父の氏名・生年月日、母の氏名・生年月日、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、請求者が受けることができる公的年金(児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、父又は母が障害であるとき(身体障害者手帳の番号及び障害等級、公的年金の種類・障害等級、父又は母の職業又は勤務先名、備考)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p>	令和8年4月1日
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)受付				0200403	<p>児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者情報(電話番号)</li> <li>・支給対象児童情報(認定請求年月日、再診年月日、父の死亡したとき(死亡年月日、死亡の原因、死亡時又は死亡時直近の勤務先名・勤務先所在地)、母の死亡したとき(死亡年月日、死亡の原因、死亡時又は死亡時直近の勤務先名・勤務先所在地)、所得額)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○	○	○	○	○			
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)受付			削除	欠番(0200404)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200405に本機能が含まれているため、本機能を削除	
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)受付			修正・補記	0200405	<p>児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求情報(管理場所)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	○	○	○	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。</p> <p>【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。</p>	<p>【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。</p>	令和8年4月1日
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査				0200180	<p>審査結果について、以下の情報を登録、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査結果(改定、却下)、決裁日、認定年月日、却下年月日、却下した理由</li> </ul> <p>※1 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと</p>	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査			修正	0200181	増員する児童の選択ができること	-	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査				0200406	増員する児童の情報を入力できること	○	-	-	-	-			
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査			補記	0200182	請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、支給手当月額、改定年月、支給開始年月、当初支給開始日、非該当予定年月日、対象児童の年齢到達日、五年等満了年月、支給対象児童数、証書番号  ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出(増額処理)ができること ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること ※3 受給(資格)者区分、対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること ※4 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと ※5 増員した児童数に応じて、自動で支給対象児童数の更新が行われること	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できることについて、非該当予定年月日は、児童は18歳に達する日以後の最初の4月1日、又は障害の状態にある児童は20歳到達日を指す。	【第2.0版】「年齢到達日及び非該当予定年月日」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。	令和8年4月1日
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査				0200183	額改定請求認定者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査				0200184	額改定請求却下者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)要件審査				0200185	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、額改定請求(増員)事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)審査結果通知				0200186	請求内容を認定した場合、「児童扶養手当額改定通知書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当額改定通知書■	◎	◎	◎	◎	-			
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)審査結果通知				0200187	請求内容を却下した場合、「児童扶養手当額改定請求却下通知書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当額改定請求却下通知書■	◎	◎	◎	◎	-			
04.額改定届(減員)														

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付			訂正	0200188	児童扶養手当の額改定届について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(届出日、届出種別(減員)、添付書類の省略有無、省略した書類名) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所) ・支給対象児童情報(対象児童でなくなった児童の氏名、生年月日、非該当事由、非該当年月日)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付				0200407	児童扶養手当の額改定届について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・受給資格者情報(電話番号) ・支給対象児童情報(個人番号)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○			
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付			削除	欠番 (0200408)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200409に本機能が含まれているため、本機能を削除	
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付			修正・補記	0200409	児童扶養手当の額改定届について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(管理場所)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査				0200189	審査結果について、以下の情報を登録、照会できること  【管理項目】 審査結果(改定)、決裁日  ※1 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎			
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査				0200190	減員する児童の選択ができること	◎	◎	◎	◎	◎			
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査			分割・修正	欠番 (0200191)	(削除)							【第2.0版】にて、機能ID0200470と0200471に分割および実装区分の修正	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所 未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査			分割・修正・補記	0200470	届出内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(改定)、決裁日、支給手当月額、改定年月、支給開始年月、当初支給開始日、対象児童の年齢到達日、非該当予定年月日、五年等満了年月、支給対象児童数、証書番号  ※1 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること ※2 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること ※3 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと ※4 減員した児童数に応じて、自動で支給対象児童数の更新が行われること	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200191の機能を分割し、機能ID0200471にて福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。  【第2.0版】※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できることについて、非該当予定年月日は、児童は18歳に達する日以後の最初の4月1日、又は障害の状態にある児童は20歳到達日を指す。	【第2.0版】機能ID0200191から変更  【第2.0版】「年齢到達日及び非該当予定年月日」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。	令和8年4月1日
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査			分割・修正	0200471	届出内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 過払額  ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出(減額処理)ができること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200191の機能を分割し、福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】機能ID0200191から変更	令和8年4月1日
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査			修正	0200410	届出内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 返納方法(内払調整、窓口払い、口座振込、郵便書留、納付書払い)	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査				0200192	額改定者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)要件審査				0200193	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、額改定届(減員)事務に係る全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)審査結果通知				0200411	届出内容を認定した場合、「児童扶養手当額改定通知書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当額改定通知書■	◎	◎	◎	◎	-			
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)審査結果通知				欠番 (0200194)	(削除)								
05.市外転出														

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
05.市外転出	市外転出受付			訂正	0200195	児童扶養手当の住所変更(転出)届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(転出届)) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、個人番号) ・支給対象児童情報(氏名、個人番号) ・扶養義務者又は配偶者の氏名及び個人番号 ・転出情報(転出元住所・郵便番号、転出先住所・郵便番号、転出先自治体名、異動日又は転出の予定年月日)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
05.市外転出	市外転出受付			削除	欠番(0200412)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200413に本機能が含まれているため、本機能を削除	
05.市外転出	市外転出受付			修正・補記	0200413	児童扶養手当の住所変更(転出)届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(管理場所)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
05.市外転出	市外転出受付				0200196	受給資格者の転出に際して、転出予定情報を住記システムから自動で連携し、受給資格者が提出する「児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届」に係る項目を事前印字し、出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届■	-	◎	◎	◎	◎			
05.市外転出	市外転出処理			修正	0200197	転出先自治体から台帳送付依頼を受領するまでの間、対象受給資格者への手当支払を止める(対象受給資格者の手当額を0円にする等)ことができること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
05.市外転出	市外転出処理			分割・修正	欠番(0200198)	(削除)							【第2.0版】にて、機能ID0200472と0200473に分割	令和8年4月1日
6.市外転出	市外転出処理			分割・修正	0200472	市外転出に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 転出年月日、決裁日、備考  ※1 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと ※2 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200198の機能を分割し、機能ID0200473にて福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】機能ID0200198から変更	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
7.市外転出	市外転出処理			分割・修正	0200473	市外転出に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 未支払額、過払額、返納方法(内払調整、窓口払い) ※1 未支払額または過払額が算出できること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200198の機能を分割し、福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】機能ID0200198から変更	令和8年4月1日
05.市外転出	市外転出処理			修正	0200414	市外転出に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留、納付書払い) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
05.市外転出	市外転出処理				0200199	転出者、台帳送付対象者に関する情報を一覧で確認できること 【管理項目】 台帳送付依頼有無、台帳送付(済、未済)	○	○	○	○	○			
05.市外転出	市外転出処理				0200200	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、市外転出事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
05.市外転出	受給者台帳送付				0200201	転出先自治体に送付する「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■ 【管理項目】 依頼年月日	◎	◎	◎	◎	-			
05.市外転出	受給者台帳送付				0200415	転出先自治体に送付する「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳■ 【管理項目】 転出先自治体郵便番号・住所・自治体名・自治体宛名	○	○	○	○	-			
05.市外転出	受給者台帳送付				0200416	転出先自治体に送付する「児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書■ 【管理項目】 依頼年月日、転出先自治体郵便番号・住所・自治体名・自治体宛名	○	○	○	○	-			
05.市外転出	受給者台帳送付				0200202	「児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書」受領後、「児童扶養手当受給資格者台帳」未送付の対象者情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
05.市外転出	受給者台帳送付				0200203	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、市外転出事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>06.資格喪失</b>														
06.資格喪失	資格喪失受付			訂正・補記	0200204	<p>児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(届出年月日、届出種別(資格喪失届)、備考)</li> <li>受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所、電話番号)</li> <li>資格喪失情報(喪失事由、喪失事由発生日)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外                      ※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること</p>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p> <p>【第2.0版】「※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること」について、自治体によって異なるが、月次で認定処理を行う場合、認定日は月末日となる。認定日は必ず月末日となるが、認定した後ケースによって資格喪失処理が必要になることがある。(例えば、実は認定日以前から事実婚状態であるなど)。その場合には、認定日より前に資格喪失処理を行えること。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p> <p>【第2.0版】「認定時点に遡り資格喪失となる場合」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。</p>	令和8年4月1日
06.資格喪失	資格喪失受付			削除	欠番 (0200417)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200418に本機能が含まれているため、本機能を削除	
06.資格喪失	資格喪失受付			修正・補記	0200418	<p>児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(管理場所)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	○	○	○	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。</p> <p>【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。</p>	<p>【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。</p>	令和8年4月1日
06.資格喪失	資格喪失審査				0200205	<p>審査結果について、以下の情報を登録、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査結果(受理、再提出)、決裁日、喪失年月日</li> </ul> <p>※1 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと</p>	◎	◎	◎	◎	◎			
06.資格喪失	資格喪失審査				0200419	「喪失年月日」に資格喪失受付情報の「喪失事由発生日」を初期設定すること	○	○	○	○	○			
06.資格喪失	資格喪失審査			修正	0200206	<p>受給資格者の未支払額または過払額が算出できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未支払額、過払額、備考</li> </ul> <p>※1 資格喪失日までの未支払額、資格喪失日から支払日までの過払額のいずれかを算出できること</p>	◎	◎	◎	◎	-	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。</p>	<p>【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。</p>	令和8年4月1日
06.資格喪失	資格喪失審査			修正	0200420	<p>受給資格者の未支払額または過払額が算出できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>返納方法(内払調整、窓口払い、口座振込、郵便書留、納付書払い)</li> </ul>	○	○	○	○	-	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。</p>	<p>【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。</p>	令和8年4月1日
06.資格喪失	資格喪失審査				0200207	資格喪失者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
06.資格喪失	資格喪失審査				0200208	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、資格喪失事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
06.資格喪失	資格喪失通知				0200209	資格喪失処理をした場合、「児童扶養手当資格喪失通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当資格喪失通知書■	◎	◎	◎	◎	-			
<b>07.未支払請求</b>														
07.未支払請求	未支払請求受付			訂正	0200210	児童扶養手当の未支払請求書及び児童扶養手当受給資格者死亡届について、以下の請求情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・申請情報(請求年月日、申請種別(未支払請求書)、備考) ・死亡した受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所、死亡年月日) ・請求者(である児童)情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、住所、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ) ・届出者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、住所、電話番号) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。 振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
07.未支払請求	未支払請求受付			削除	欠番(0200421)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200422に本機能が含まれているため、本機能を削除	
07.未支払請求	未支払請求受付			修正・補記	0200422	児童扶養手当の未支払請求書及び児童扶養手当受給資格者死亡届について、以下の請求情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・申請情報(管理場所) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。 【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
07.未支払請求	未支払請求受付				欠番(0200211)	(削除)								
07.未支払請求	未支払請求受付				欠番(0200212)	(削除)								
07.未支払請求	未支払請求審査				0200213	審査結果について、以下の情報を登録、照会できること 【管理項目】 審査結果(認定、却下)、決裁日、認定年月日、却下年月日、却下した理由 ※1 情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎			



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所 設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
07.未支払請求	未支払請求審査			修正	0200214	死亡者の支払履歴を照会し、未支払額を算出できること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
07.未支払請求	未支払請求審査			修正	0200215	未支払請求を認定した場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支払金額、振込予定日、支給開始年月、支給終了年月、支払方法、支払済金額 ※1 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
07.未支払請求	未支払請求審査			修正	0200423	未支払請求を認定した場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支払年月日、内払調整金額、内払調整事由 ※1 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
07.未支払請求	未支払請求審査			修正	0200216	未支払額の振込先を、死亡者の口座から請求者の口座に変更できること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
07.未支払請求	未支払請求審査				0200217	未支払請求者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	-			
07.未支払請求	未支払請求審査				0200218	未支払請求却下者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
07.未支払請求	未支払請求審査				0200219	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、未支払請求事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
07.未支払請求	未支払請求審査結果通知				0200220	請求内容を受理した場合、「児童扶養手当支払通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当支払通知書■ ※1 同日の支払日で連続しない支払月分を支払う場合は、支払通知書を連続する期間ごとに分けて出力、または一つの期間として支払通知書を出力できること	◎	◎	◎	◎	-			
07.未支払請求	未支払請求審査結果通知				0200221	請求内容を却下した場合、「未支払児童扶養手当請求却下通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 未支払児童扶養手当請求却下通知書■	○	○	○	○	-			
08.登録情報変更														

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
08.登録情報変更	登録情報変更受付			訂正	0200222	児童扶養手当の登録情報変更届(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)、住所・氏名・支払金融機関・支給事由変更年月日、備考) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、新氏名、新振り仮名(フリガナ)氏名、旧氏名、旧振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号) ・住所情報(新住所、新住所の電話番号、旧住所、異動日、転入・転出年月日) ・口座情報(新金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人(カナ)、旧金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ) ・支給対象児童情報(氏名、新氏名、新振り仮名(フリガナ)氏名、旧氏名、旧振り仮名(フリガナ)氏名、受給資格者との続柄、同居・別居の別、生年月日、旧支給事由(離婚・死亡・障害・生死不明・遺棄・拘禁・未婚など)、新支給事由(離婚・死亡・障害・生死不明・遺棄・拘禁・未婚など)、変更理由)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、当該事務に係る機能に関し、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
08.登録情報変更	登録情報変更受付				0200424	児童扶養手当の登録情報変更届(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・住所情報(旧住所の電話番号)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○			
08.登録情報変更	登録情報変更受付			削除	欠番 (0200425)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200426に本機能が含まれているため、本機能を削除	
08.登録情報変更	登録情報変更受付			修正・補記	0200426	児童扶養手当の登録情報変更届(住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届)について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(管理場所)  ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
08.登録情報変更	登録情報変更受付				欠番 (0200223)	(削除)								
08.登録情報変更	登録情報変更受付				欠番 (0200224)	(削除)								
08.登録情報変更	登録情報変更処理				0200225	口座情報の変更を受理した場合、手当額の振込先を旧口座から新口座に変更できること  【管理項目】 決裁日	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
08.登録情報変更	登録情報変更処理				0200226	氏名情報の変更を受理した場合、送付先情報や児童情報等の更新ができること 【管理項目】 決裁日	◎	◎	◎	◎	◎			
08.登録情報変更	登録情報変更処理				0200227	住所情報の変更を受理した場合、宛名情報や児童情報等の更新ができること 【管理項目】 決裁日	◎	◎	◎	◎	◎			
08.登録情報変更	登録情報変更処理				0200228	支給事由の変更を受理した場合、児童情報等の更新ができること 【管理項目】 決裁日、五年等満了年月 ※1 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること	◎	◎	◎	◎	◎			
08.登録情報変更	登録情報変更通知				欠番 (0200229)	(削除)								
09.支給停止関係届														

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
09.支給停止関係届	支給停止関係届受付			訂正・補記	0200230	<p>児童扶養手当の支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届、について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(届出年月日、届出種別(支給停止関係(発生)届、支給停止関係(消滅)届、支給停止関係(変更)届)、添付書類の省略有無、省略した書類名)</li> <li>支給停止情報(支給停止事由、支給停止事由発生日、支給停止解除事由、支給停止解除事由発生日)</li> <li>被災状況情報(被災の有無)</li> <li>受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所、受給(資格)者区分(父又は母、養育者、孤児等の養育者))</li> <li>請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(氏名、個人番号、所得年度、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、控除後の所得額)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外                  ※2 届出種別によって入力可能な項目を制御できること</p>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p> <p>【第2.0版】機能要件に記載している「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」は、管理項目としては、「扶養義務者(所得のある児童を含む)」と記載している。</p> <p>【第2.0版】検討会で議論した結果、対象児童を「扶養親族でない児童」と限定する必要がないと分かったため、「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p> <p>【第2.0版】「扶養義務者」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。</p> <p>【第2.0版】対象児童における「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	令和8年4月1日
09.支給停止関係届	支給停止関係届受付			削除	欠番(0200427)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200428に本機能が含まれているため、本機能を削除	
09.支給停止関係届	支給停止関係届受付			修正・補記	0200428	<p>児童扶養手当の支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届、について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(管理場所)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	○	○	○	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。</p> <p>【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。</p>	<p>【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。</p>	令和8年4月1日
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理			分割・修正	欠番(0200231)	(削除)							【第2.0版】にて、機能ID0200474と0200475に分割	令和8年4月1日
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理			分割・修正	0200474	<p>支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <p>支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(支給停止解除、一部支給停止、全部支給停止)、支給停止事由(発生、変更、消滅)日、解除の理由、支給手当月額、改定年月、支給停止額、支払金額、備考、決裁日</p> <p>※1 受給(資格)者区分、所得情報、被災状況等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出ができること                  ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと</p>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200231の機能を分割し、機能ID0200475にて福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。</p>	【第2.0版】機能ID0200198から変更	令和8年4月1日

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理			分割・修正	0200475	支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 過払額  ※1 「一部支給停止」または「全部支給停止」の期間に過払金が生じていた場合、過払額を算出できること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200231の機能を分割し、福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】機能ID0200198から変更	令和8年4月1日	
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理			修正	0200429	支給停止関係(発生・消滅・変更)届、被災状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 返納方法(内払調整、窓口払い、口座振込、郵便書留)	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日	
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理			補記	0200232	受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること  ※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること ※2 世帯全員の所得情報が管理できること	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】機能要件に記載している「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」は、管理項目としては、「扶養義務者(所得のある児童を含む)」と記載している。	【第2.0版】「扶養義務者」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。	令和8年4月1日	
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理				0200233	支給停止対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○				
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理				0200234	支給停止解除対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○				
09.支給停止関係届	支給停止関係届処理				0200235	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、支給停止関係届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 一覧の抽出条件や一覧の変更等の履歴を表示できること ※4 ※3の履歴は、最新履歴、全履歴等任意の履歴を表示できること	○	○	○	○	○				
09.支給停止関係届	支給停止関係届通知				0200236	支給区分が「全部支給停止」、「一部支給」の場合、「児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当支給停止通知書■	◎	◎	◎	◎	-				
09.支給停止関係届	支給停止関係届通知				0200237	支給区分が「全部支給」の場合、「児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること  ※1 継続して全部支給の場合は、「児童扶養手当支給停止解除通知書」は出力しないこと  ■帳票詳細要件 児童扶養手当支給停止解除通知書■	◎	◎	◎	◎	-				
09.支給停止関係届	支給停止関係届通知				欠番 (0200238)	(削除)									

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>10.公的年金併給認定</b>														
10.公的年金併給認定	公的年金併給受付			訂正	0200239	<p>児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(届出日、届出種別(公的年金給付等受給状況(発生)届、公的年金給付等受給状況(消滅)届、公的年金給付等受給状況(変更)届)、添付書類の省略有無、省略した書類名)</li> <li>公的年金情報(公的年金給付等受給事由、公的年金給付等受給事由発生年月日、公的年金給付等受給停止事由、公的年金給付等受給事由消滅日、公的年金給付等受給額変更内容、公的年金給付等受給額変更日)</li> <li>受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、証書番号、住所)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 届出種別によって入力可能な項目を制御できること</p>	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
10.公的年金併給認定	公的年金併給受付			修正	0200430	<p>児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金情報(公的年金等受給開始(変更、消滅)年月、本人・児童・加算対象児童の別、年金等受給該当区分(法第13条の2第1項該当、法第13条の2第2項、法第13条の2第3項)、公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・年額、障害基礎年金等の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・年額)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 届出種別によって入力可能な項目を制御できること</p>	◎	◎	◎	◎	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、法令に基づき、全ての自治体において、管理必須項目とわかったため、実装区分を「◎(実装必須機能)」に修正。なお、福祉事務所未設置町村はシステム導入をしていない町村もあるため、「○(標準オプション)」のままとする。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村以外の実装区分を「◎(実装必須機能)」に変更。	令和8年4月1日
10.公的年金併給認定	公的年金併給受付			削除	欠番(0200431)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200432に本機能が含まれているため、本機能を削除	
10.公的年金併給認定	公的年金併給受付			修正・補記	0200432	<p>児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(管理場所)</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
10.公的年金併給認定	公的年金併給処理			分割・修正	欠番(0200240)	(削除)							【第2.0版】にて、機能ID0200476と0200477に分割	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
10.公的年金併給認定	公的年金併給処理			分割・修正	0200476	公的年金給付等受給状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(支給停止解除、一部支給停止、全部支給停止)、支給手当月額、改定年月、決裁日 ※1 受給(資格)者区分、所得情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出ができること ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200240の機能を分割し、機能ID0200477にて福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】機能ID0200240から変更	令和8年4月1日	
10.公的年金併給認定	公的年金併給処理			分割・修正	0200477	公的年金給付等受給状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 過払額、返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い)	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、機能ID0200240の機能を分割し、福祉事務所未設置町村における実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】機能ID0200240から変更	令和8年4月1日	
10.公的年金併給認定	公的年金併給処理				0200433	公的年金給付等受給状況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留)	○	○	○	◎	○				
10.公的年金併給認定	公的年金併給処理			修正	0200241	支給停止対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日	
10.公的年金併給認定	公的年金併給処理				0200242	支給停止解除対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○				
10.公的年金併給認定	公的年金併給処理				0200243	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、支給停止関係届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○				
10.公的年金併給認定	公的年金併給通知				0200244	※1 「児童扶養手当証書」の出力に関しては、児童扶養手当共通「帳票出力機能」に記載の要件を満たすこと ※2 「児童扶養手当支給停止通知書」、「児童扶養手当支給停止解除通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	-				

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>11.支払差止(解除)</b>														
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)対象抽出				0200245	支払差止(解除)対象者に関する情報を一覧で確認できること ※1 差止中(差止済み)の対象者や差止解除済みの対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)対象抽出				0200246	児童扶養手当の支払差止(解除)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること <b>【管理項目】</b> 支払差止(解除)事由、決裁日、支払差止決定日、支払差止解除決定日、支払差止開始年月、支払差止解除年月、受給資格者情報(氏名、住所)、備考	◎	◎	◎	◎	◎			
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)対象抽出				0200434	児童扶養手当の支払差止(解除)について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること <b>【管理項目】</b> 受給資格者情報(郵便番号)、支払先情報(支払金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ)	○	○	○	○	○			
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)処理			修正	0200247	支払差止処理ができること ※1 支払予定者一覧から対象受給資格者を削除できること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)処理			修正	0200248	支払差止解除処理ができること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)通知				0200249	支払差止を行った場合、「児童扶養手当支払差止通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当支払差止通知書■	○	○	○	○	-			
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)通知				0200250	支払差止解除を行った場合、「児童扶養手当支払差止解除通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当支払差止解除通知書■	○	○	○	○	-			



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>12.障害等認定</b>														
12.障害等認定	障害等認定受付			訂正	0200251	児童扶養手当の障害等認定ついて、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(障害等認定)、障害診断書の省略有無、省略理由) ・受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、住所、証書番号) ・障害等認定対象者情報(氏名) ・障害情報(障害の有無)  ※1 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
12.障害等認定	障害等認定受付				0200435	児童扶養手当の障害等認定ついて、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・障害等認定対象者情報(再診年月日、在留期間開始日、在留期間満了日、拘禁開始年月日、拘禁終了予定年月日) ・障害情報(障害名、障害等級、障害種別、障害手帳番号、障害手帳発行者、障害内容確認書類、障害手帳の種類、障害手帳交付日)  ※1 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○			
12.障害等認定	障害等認定受付			削除	欠番 (0200436)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200437に本機能が含まれているため、本機能を削除	
12.障害等認定	障害等認定受付			修正・補記	0200437	児童扶養手当の障害等認定ついて、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(管理場所)  ※1 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
12.障害等認定	障害等認定受付			訂正	0200252	児童扶養手当有期再認定請求書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 請求年月日、請求者情報(証書番号、氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、生年月日、住所、電話番号)、有期対象者(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、請求者との続柄、生年月日、年齢、同居・別居の別、有期事由または障害名(在留期間延長、障害、その他)、障害名、在留開始年月日、在留終了年月日)、児童扶養手当有期再認定請求書に係る記入欄	○	○	○	○	○	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
12.障害等認定	障害等認定受付			訂正	0200253	診断書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、生年月日、住所、障害の原因となった傷病名、傷病発生日、診断書に係る記入欄	○	○	○	○	○	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。  振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
12.障害等認定	障害等認定審査			補記	0200254	障害等認定に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給停止、全部支給停止)、審査結果(継続支給、改定)、備考、支給手当月額、決裁日、有期認定年月日、障害認定開始年月日、有期認定年月、次回診断書提出期限、対象児童の年齢到達日、非該当予定年月日  ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の算出ができること ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること ※3 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できることについて、非該当予定年月日は、児童は18歳に達する日以後の最初の4月1日、又は障害の状態にある児童は20歳到達日を指す。	【第2.0版】「年齢到達日及び非該当予定年月日」の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる業務の説明を追記。	令和8年4月1日
12.障害等認定	障害等認定審査				0200438	障害等認定に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 在留期間開始日、在留期間満了日、拘禁終了予定年月日	○	○	○	○	○			
12.障害等認定	障害等認定通知				0200255	「児童扶養手当障害認定通知書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当障害認定通知書■	◎	◎	◎	◎	-			
12.障害等認定	障害等認定通知				0200439	「児童扶養手当在留期間延長通知書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当在留期間延長通知書■	○	○	○	○	-			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>13.現況届</b>														
13.現況届	現況届提出依頼				0200256	現況届提出対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況届提出依頼				0200257	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況届提出依頼			修正	0200258	「現況届」に印字するバーコードを生成・印字できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】福祉事務所未設置町村では、現況届などの通知書の出力が対象外のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
13.現況届	現況届提出依頼				0200259	「児童扶養手当現況届」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届■	◎	◎	◎	◎	-			
13.現況届	現況届提出依頼				0200440	「児童扶養手当現況届案内」、「現況届提出前のおねがい」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届案内■ ■帳票詳細要件 現況届提出前のおねがい■  【管理項目】 提出期限、来所場所、来所日時、持参するもの、必ず提出していただく書類(前住地の所得証明書、児童の世帯全員の住民票(続柄記載)、別居監護申立書と証明書、年金証書の写し、児童の父又は母の身体障害者手帳の写し、該当者の世帯全員の住民票等、児童の戸籍もしくは監護申立書・証明書、監護申立書・証明書、養育費等に関する申立書)、対象年度、課税年度、現況年度、所得額の申告が確認できない年度、所得額の申告がされていない期間、所得申告窓口(事務所名、住所)、持っていくもの	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況届受付				欠番 (0200260)	(削除)								

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
13.現況届	現況届受付			訂正・補記	0200261	<p>児童扶養手当の現況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出情報(届出年月日、届出種別(現況届)、添付書類の省略有無、省略した書類名、添付書類、整理番号、既認定・新規認定の別、その他の事項)</li> <li>受給資格者情報(氏名、振り仮名(フリガナ)氏名、年齢、証書番号、第9条・第9条の2(前年度)、第9条・第9条の2(今年度)、障害の有無、住所、電話番号、支払金融機関の変更有無、支払金融機関(旧名称、旧口座番号、新名称、新口座番号)、職業又は勤務先名・電話番号、勤務先所在地、公的年金の受給状況・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況、年額、養育費の有無)</li> <li>支給対象児童情報(児童氏名、生年月日、個人番号、請求者との続柄、同居・別居の別、入所施設名、該当事由、障害の有無、身体障害者手帳等の名称、障害等級及び番号、再診年月日)</li> <li>父又は母の障害について(父母の氏名、身体障害者手帳の番号及び障害等級、父又は母の障害種別、拘禁されている父又は母の氏名、拘禁終了予定年月日、公的年金の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・障害等級・基礎年金番号・年金コード・年額、対象児童が加算対象に(なっている、なっていない)、加算の年額、父又は母の職業又は勤務先名)</li> <li>年金情報(児童が受けることのできる公的年金又は遺族補償の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、受給者の公的年金受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、受給者が障害基礎年金等を受けられる場合における受給者が受けることができる公的年金(「本年8月1日における対象児童の状況」に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況(受けることができる、支給停止、受けることができない)・種類・基礎年金番号・年金コード・年額)</li> <li>受給資格者・孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者の所得情報(所得年度、氏名、同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数(うち老人扶養親族の数(受給者については、特定扶養親族の数))、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数、70歳以上の同一生計配偶者、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は障害の状態にある20歳未満の者で、前年(又は前々年)の12月31日において請求者が生計を維持していた児童の数、児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、母又は父に対し支払われた額、児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の金額のうち、児童に対し支払われた額、障害者・特別障害者の控除対象人数、寡婦控除又はひとり親控除の有無、勤労学生控除の有無、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額、地方税法附則第6条第1項による免除額、児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除額、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、控除後の所得額)</li> <li>支給停止の状況(前年度の支給停止の状況(支給、一部停止、全部停止)、今年度の支給停止の状況(支給、一部停止、全部停止)、本年又は前年の被災の有無・被災年月日)</li> </ul>	◎	◎	◎	◎	◎	<p>【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。</p> <p>【第2.0版】本要件は現況届の届出情報について管理する必須機能となり、現状の実務におけるすべての必要情報を管理項目として定義している。</p> <p>【第2.0版】検討会で議論した結果、対象児童を「扶養親族でない児童」と限定する必要がないと分かったため、「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	<p>【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。</p> <p>振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。</p> <p>【第2.0版】管理項目の考え方・理由の開示依頼に対応し、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の業務の説明を追記。</p> <p>【第2.0版】対象児童における「扶養親族でない」という文言を削除。</p>	令和8年4月1日
13.現況届	現況届受付				0200441	<p>児童扶養手当の現況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金情報(児童が受けることのできる公的年金又は遺族補償の受給状況(支給停止期間)、受給者の公的年金受給状況(支給停止期間)、受給者が障害基礎年金等を受けられる場合における受給者が受けることができる公的年金(「本年8月1日における対象児童の状況」に記載した児童を有する受給者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況(支給停止期間))</li> </ul> <p>※1 他システムを参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況届受付			削除	欠番 (0200442)	(削除)							【第2.0版】機能ID0200443に本機能が含まれているため、本機能を削除	

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
13.現況届	現況届受付			修正・補記	0200443	児童扶養手当の現況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・届出情報(管理場所)  ※1 他システムを参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県と指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を都道府県と指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。	【第2.0版】都道府県と指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
13.現況届	現況届受付				0200262	読み込んだバーコードから現況届の受付処理ができること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況届受付			修正	0200263	受給資格者について、読み込んだバーコードから住記情報、税情報を照会できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
13.現況届	現況届処理				0200264	現況届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、審査結果(継続支給、支給停止解除、全部支給停止、一部支給停止)、支給手当月額、決裁日、支給対象児童数  ※1 受給(資格)者区分、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の算出ができること ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと ※3 支給区分が「支給停止」及び「一部支給」の場合、「支給停止関係届」に記載の要件を満たすこと ※4 審査結果が「支給停止解除」又は「一部支給停止」の場合、「支給停止関係届」又は「一部支給停止」に記載の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎			
13.現況届	現況届催促				0200265	現況届未提出者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況届催促				0200266	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況届催促				0200267	未提出者に対し「児童扶養手当現況届未提出のお知らせ」、「児童扶養手当現況届提出命令書」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届未提出のお知らせ■ ■帳票詳細要件 児童扶養手当現況届提出命令書■  【管理項目】 現況年度、現況届の提出有無、未提出年度、受付場所、持参していただく書類	◎	◎	◎	◎	◎			
13.現況届	現況届通知				0200268	届出内容を登録した場合、「児童扶養手当支給停止通知書」、「児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること  ※1 「児童扶養手当支給停止通知書」「児童扶養手当支給停止解除通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	-			
13.現況届	現況未提出者差止				0200269	現況届未提出者に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 現況年度	◎	◎	◎	◎	◎			
13.現況届	現況未提出者差止				0200270	現況届未提出者に対し、支払差止処理ができること	◎	◎	◎	◎	◎			

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
13.現況届	現況未提出者差止				0200444	現況届未提出者に対し、自動で支払差止処理がかかること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況未提出者差止時効管理				0200271	現況届未提出による差止者のうち、時効到来予定者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況未提出者差止時効管理				0200445	現況届未提出による差止者のうち、時効完成者に関する情報を一覧で確認できること	-	○	-	-	-			
13.現況届	現況未提出者差止時効管理				0200446	事前設定した出力時期に時効到来予定者一覧及び時効完成者一覧を自動出力(配信)できること	-	○	-	-	-			
13.現況届	現況未提出者差止時効管理				0200272	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
13.現況届	現況未提出者差止時効管理				0200273	現況届未提出による差止者のうち、時効が完成した対象者に対して資格喪失処理ができること ※1 時効の起算日は、支払期日であり、時効の完成日は当該支払期日から2年が経過した日である。 ※2 資格喪失日は、時効完成日の翌日である。	◎	◎	◎	◎	◎			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>14.一部支給停止(第13条の3関係)</b>														
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止措置案内				0200274	一部支給停止措置案内対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止措置案内				0200275	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、一部支給停止事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止措置案内			修正	0200276	「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に印字するバーコードを生成・印字できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】福祉事務所未設置町村では、現況届などの通知書の出力が対象外のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止措置案内				0200277	「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ■ 【管理項目】 一部支給停止開始年月、書類提出期間、相談期限年月	◎	◎	◎	◎	-			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止措置案内				0200447	「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を出力できること ※1 5年もしくは7年経過する年月を任意の期間指定できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書■ 【管理項目】 一部支給停止開始年月	○	○	○	○	-			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付			訂正	0200278	児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・届出情報(届出年月日、届出種別(一部支給停止適用除外事由届)、添付書類の省略有無、省略した書類名) ・受給資格者情報(氏名(振り仮名(フリガナ)・氏名)、住所、適用除外事由(就業中、求職活動中、障害、負傷又は疾病、就業が困難な理由(監護する児童又は親族が障害、疫病、負傷、要介護状態にある等)、一部支給停止開始年月日、適用除外事由届事前送付日) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】振り仮名法制化(2023年6月9日公布)により、「フリガナ」に関する表記を「振り仮名(日本人氏名における振り仮名)」と「フリガナ(旧氏並びに外国人氏名及び通称名)」の二つに使い分ける。	【第2.0版】カナ表記を「振り仮名(フリガナ)」と記載を訂正。 振り仮名法制化における訂正は、適合は「令和8年4月1日」を設定しているが、施行日との関係において、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。	令和8年4月1日
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付			修正	0200448	児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・届出情報(管理場所) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県以外の自治体でも必要な機能のため、その他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。 【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】都道府県以外の自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付				0200279	求職活動等申立書について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 求職活動等申立書に係る記入欄	○	○	○	○	○			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由受付				0200280	読み込んだバーコードから「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届」の受付処理ができること	○	○	○	○	○			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理				0200281	一部支給停止適用除外事由届に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 審査結果((一部支給停止の)適用除外、適用)、適用除外開始年月、一部支給停止開始年月、決裁日	◎	◎	◎	◎	◎			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理				0200282	一部支給停止処理及び一部支給停止適用除外処理ができること  【管理項目】 届出の有無(有、無)、支給手当月額、決裁日、減額開始年月、減額開始月支給額(又は減額開始月児童数)、一部支給停止開始年月、適用除外年月  ※1 一部支給停止の場合の支給手当月額の再算出(手当の額に2分の1を乗じて得た支給停止額(ただし、当該支給停止額は、5年等経過月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることはできない。1円未満の端数は切り捨て)の算出)ができること ※2 5年等満了月に応じて、適切な適用(除外)期間が登録できること。	◎	◎	◎	◎	◎			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理				0200449	一部支給停止処理及び一部支給停止適用除外処理ができること  【管理項目】 適用(除外)終了年月、支給制限停止上限額  ※1 5年等満了月に応じて、適切な適用(除外)期間が登録できること	○	○	○	○	○			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理				0200283	一部支給停止適用除外事由届未提出者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理				0200284	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、一部支給停止事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理			修正	0200285	未提出者に対し「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を出力できること  ■帳票詳細要件 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ■  ※1 様式1-1～様式2-3に応じた対象者を抽出できること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理				0200286	一部支給停止措置に係る支給手当月額の再算出に必要な5年等満了月の翌月に各受給資格者に支払うべき手当の額を管理できること	◎	◎	◎	◎	-			



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理			修正	0200450	一部支給停止適用の場合、「児童扶養手当支給停止通知書」を出力できること ※「児童扶養手当支給停止通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】福祉事務所未設置町村では、現況届などの通知書の出力が対象外のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止適用除外事由処理			修正	0200451	一部支給停止されていた者について手当の全額を支給することと決定した場合、「児童扶養手当支給停止解除通知書」を出力できること ※「児童扶養手当支給停止解除通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】福祉事務所未設置町村では、現況届などの通知書の出力が対象外のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
14.一部支給停止(第13条の3関係)	一部支給停止通知				0200287	一部支給停止適用除外の場合、「一部支給停止適用除外通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 一部支給停止適用除外通知書■	○	○	○	○	-			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>15.手当支払</b>														
15.手当支払	支払額登録			修正	0200288	児童扶養手当の手当支払について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・口座情報(支払金融機関名称、金融機関コード、本支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ) ・支払情報(支払区分、振込金額、振込予定日、支払月、支払期)  ※1 口座情報については「公的給付支給等口座」の口座情報の取込み、手当の口座情報を最新化できること。	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払額登録			修正	0200452	児童扶養手当の手当支払について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・支払情報(振込依頼日)	○	○	○	○	-	【第2.0版】福祉事務所未設置町村では、現況届などの通知書の出力が対象外のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払額登録			修正	0200453	支分権の消滅時効(2年)を過ぎた支払情報は登録できないこと	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払額登録			修正	0200289	支払予定者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払額登録			修正	0200290	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、手当支払事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払額登録				0200291	過不足金が判明した場合、「返納・債権管理」もしくは、未支払金を手当月額に加算できること	◎	◎	◎	◎	-			
15.手当支払	支払額登録			修正・補記	0200292	支給台帳の「管理場所」を変更できること	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、「管理場所」に関連する機能につきまして、指定都市では必須機能であるため、実装区分「◎(実装必須機能)」に変更。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払通知				0200293	※1 「児童扶養手当支払通知書」の出力に関しては、未支払請求「未支払請求審査結果通知」に記載の要件を満たすこと	○	○	○	○	-			
15.手当支払	支払処理			修正	0200294	金融機関へ連携する口座振込データを作成できること  ※1 定時・随時など利用状況に応じて口座振込データを作成できること	◎	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払処理			修正	0200454	口座振込データの様式に全銀協フォーマットを利用できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
15.手当支払	支払処理			修正	0200295	「児童扶養手当口座振込依頼書」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当口座振込依頼書■	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払処理				0200296	支払結果に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・給付実績情報(支払結果(支払済)) ※1 支払結果の登録後に情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	-			
15.手当支払	支払処理				0200455	支払結果に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・給付実績情報(支払結果(振込不能)、支払年月日、振込不能事由、再振込依頼日、再振込予定日) ※1 支払結果の登録後に情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	○	○	○	○	-			
15.手当支払	支払処理			修正	0200297	支払結果に応じた対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払処理			修正	0200298	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、手当支払事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 一覧の抽出条件や一覧の変更等の履歴を表示できること ※4 ※3の履歴は、最新履歴、全履歴等任意の履歴を表示できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	支払処理			修正	0200299	「支給実績調書」を年次で出力できること ■帳票詳細要件 支給実績調書■	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
15.手当支払	振込不能対応				0200300	支払結果が「振込不能」の場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・新口座情報(金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人カナ) ・支払方法(窓口払い、口座振込)	◎	◎	◎	◎	-			
15.手当支払	振込不能対応				0200456	支払結果が「振込不能」の場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・支払方法(郵便書留)	○	○	○	○	-			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>16.過払管理</b>														
16.過払管理	過払金・返納方法登録			修正	0200301	過払者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
16.過払管理	過払金・返納方法登録			修正	0200302	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、過払管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
16.過払管理	過払金・返納方法登録				0200303	支払実績を照会し、過払金を登録、修正、削除、照会できること ※1 過払金を自動で算出できること ※2 自動で算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	-			
16.過払管理	過払金・返納方法登録				0200457	過去の受給資格において過払金がある場合は、紐づけができること	○	○	○	○	-			
16.過払管理	過払金・返納方法登録				0200304	受給資格者の支払状況に応じた返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い)を決定し、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 返納方法(内払調整、窓口払い、納付書払い)、過払額	◎	◎	◎	◎	-			
16.過払管理	過払金・返納方法登録				0200458	受給資格者の支払状況に応じた返納方法(口座振込、郵便書留)を決定し、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 返納方法(口座振込、郵便書留)、証書番号	○	○	○	○	-			
16.過払管理	内払調整				0200305	過払金を支払予定手当額の内払とみなし、手当額の再算出(減額処理)ができること	◎	◎	◎	◎	-			
16.過払管理	内払調整			修正	0200306	内払調整の計画として、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支給年月(内払調整対象年月)、内払調整決定額、過誤払期間(内払調整額の内訳)	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
16.過払管理	内払調整			修正	0200307	内払調整対象者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
16.過払管理	内払調整			修正	0200308	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、過払管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
16.過払管理	内払調整				0200309	登録した支払調整の計画に基づいて、「内払調整結果通知書」を出力できること ■帳票詳細要件 内払調整結果通知書■	○	○	○	○	-			

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>17.統計・報告</b>														
17.統計・報告	月次報告書作成				0200310	厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(月報データ)  <集計対象情報> 月報 福祉行政報告例第61表	◎	◎	◎	◎	-			
17.統計・報告	年次報告書作成			修正	0200311	厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(年報データ)  <集計対象情報> 年報 執行状況調べ 年報 様式第2号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について 年報 様式第2号一付表1 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額調書 年報 様式第2号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第4号 給付費国庫負担金の変更交付申請について 年報 様式第4号一付表1 給付費市等分国庫負担金所要額調書 年報 様式第4号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第8号 給付国庫負担金に係る事業実績報告について 年報 様式第8号一付表1 児童扶養手当給付費負担金精算書 年報 様式第8号一付表2 対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表 年報 様式第8号一付表3 受給者等の月別状況 年報 様式第8号一付表4 支払調整 年報 様式第8号一付表5 現年度分支払取消額内訳  【管理項目】 寄付金その他の収入額	-	◎	◎	◎	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、都道府県では当該集計は実施していないため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
17.統計・報告	年次報告書作成			修正	0200459	厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(年報データ) <集計対象情報> 年報 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について 年報 様式第3号一付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書 年報 様式第3号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第3号一付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 年報 様式第5号 児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について 年報 様式第5号一付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書 年報 様式第5号一付表2 所要額算定基礎 年報 様式第5号一付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 年報 様式第9号 児童扶養手当給付費国庫負担金に係る事業実績報告について 年報 様式第9号一付表1 児童扶養手当給付費負担金精算書(都道府県分) 年報 様式第9号一付表2 対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(都道府県分) 年報 様式第9号一付表3 受給者等の月別状況(都道府県分) 年報 様式第9号一付表4 支払調整(都道府県分) 年報 様式第9号一付表5 現年度分支払取消額内訳(都道府県分) 年報 様式第9号一付表6 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 年報 様式第9号一付表7 対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(市等分) 年報 様式第9号一付表8 受給者等の月別状況(市等分) 年報 様式第9号一付表9 支払調整(市等分) 年報 様式第9号一付表10 現年度分支払取消額内訳(市等分) 【管理項目】 寄付金その他の収入額	○	-	-	-	-	【第2.0版】厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告は都道府県のみに必要な帳票のため、都道府県以外の実装区分は「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県以外の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>18.年齢到達</b>														
18.年齢到達	年齢到達処理				0200312	年齢到達予定者に関する情報の一覧を確認できること	○	○	○	○	○			
18.年齢到達	年齢到達処理				0200313	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、年齢到達事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
18.年齢到達	年齢到達処理				0200314	児童が年齢到達する受給資格者の状況に応じて、額改定(減額)処理もしくは資格喪失処理ができること	◎	◎	◎	◎	◎			
18.年齢到達	年齢到達処理				0200315	年齢到達による額改定者、資格喪失者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
18.年齢到達	年齢到達処理				0200316	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、年齢到達事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>19.住記異動管理</b>														
19.住記異動管理	住記異動者処理				0200317	住記異動者、同居別居不整合者に関する情報を一覧で確認できること	-	○	○	○	○			
19.住記異動管理	住記異動者処理				0200318	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、住記異動管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	-	○	○	○	○			
19.住記異動管理	住記異動者処理				0200319	異動事由に応じて、市外転出処理、額改定処理、資格喪失処理、登録情報変更処理、支払差止(解除)処理ができること	-	◎	◎	◎	◎			
19.住記異動管理	住記異動者処理				0200460	異動事由に応じて、住所変更処理、扶養義務者変更処理ができること	-	○	○	○	○			
19.住記異動管理	住記異動者処理			修正・補記	0200461	異動事由に応じて、管理場所異動処理ができること ※1 管理場所異動があった場合、異動元管理場所での処理完了後に、異動先管理場所での処理が可能となった旨を通知するための帳票を出力可能とすること。	-	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、都道府県を除く指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、都道府県を除くその他の自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。 【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、一般市や中核市における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、都道府県を除く他の自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日



# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>20.所得再判定</b>														
20.所得再判定	所得再判定			修正	0200320	所得判定対象者に関する情報(住民税情報異動一覧表、所得情報変更者の一覧表、税未申告者リスト)を一覧で確認できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
20.所得再判定	所得再判定			修正	0200321	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、所得再判定事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
20.所得再判定	所得再判定			修正	0200322	所得再判定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支給区分(全部支給、一部支給、全部支給停止)、支給開始年月、支給手当月額、所得判定日 ※1 受給(資格)者区分、再判定対象年月、所得情報、税情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の算出ができること ※2 自動で設定、算出された値の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと ※3 所得再判定処理により自動計算された値(支給区分、支給手当月額)は、既存の値を自動で上書きできないこと	-	◎	◎	◎	◎	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
20.所得再判定	所得再判定			修正	0200462	遡及した年月の支給手当月額の算出を可能とすること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
20.所得再判定	所得再判定			修正	0200463	所得判定の結果過払が発生した場合は過払処理ができること	○	○	○	○	-	【第2.0版】検討会で議論した結果、福祉事務所未設置町村で支払は実施しておらず、支払関連の機能要件や管理項目は不要のため、実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】福祉事務所未設置町村の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
20.所得再判定	所得再判定			修正	0200323	所得判定を行った受給資格者に関する情報を一覧で確認できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
20.所得再判定	所得再判定			修正	0200324	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、所得再判定事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	-	○	○	○	○	【第2.0版】都道府県は住民記録システム及び住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分を「-(対象外)」に変更。	【第2.0版】都道府県の実装区分を「-(対象外)」に変更。	令和8年4月1日
20.所得再判定	所得再判定				0200325	支給区分に変更があった場合、支給停止処理、支給停止解除処理ができること	◎	◎	◎	◎	-			
20.所得再判定	所得再判定				0200464	職権により支給区分を変更すべき事情が生じた場合は、支給停止処理、支給停止解除処理ができること	○	-	-	-	-			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装区分)					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村	福祉事務所未設置町村			
<b>21.障害等定期管理</b>														
21.障害等定期管理	障害等定期管理				0200326	障害等定期管理に係る以下の情報が照会できること  【管理項目】 受給資格者氏名・住所、定期認定年月日、障害認定終了年月日	◎	◎	◎	◎	◎			
21.障害等定期管理	障害等定期管理				0200465	障害等定期管理に係る以下の情報が照会できること  【管理項目】 在留期間満了日、拘禁終了予定年月日、再診年月日、決裁日、提出書類	○	○	○	○	○			
21.障害等定期管理	障害等定期管理			修正・補記	0200466	障害等定期管理に係る以下の情報が照会できること  【管理項目】 管理場所	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日	
21.障害等定期管理	障害等定期管理				0200327	障害等定期管理に到来者に関する情報を一覧で確認できること  ※1 障害等定期認定された受給資格者、在留外国人、父もしくは母が拘留されている受給資格者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
21.障害等定期管理	障害等定期管理				0200328	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること)  ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、障害等定期管理事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
21.障害等定期管理	障害等定期管理				0200329	定期認定を受けている受給資格者に対して、「障害認定診断書提出案内」、「在留期間延長手続案内」、「在留期間延長手続きのお知らせ」を出力できること  ■帳票詳細要件 障害認定診断書提出案内■ ■帳票詳細要件 在留期間延長手続案内■ ■帳票詳細要件 在留期間延長手続きのお知らせ■  【管理項目】 定期認定年月、提出期限、提出書類、診断対象者、診断書作成期日、送付年月	○	○	○	○	○			

児童扶養手当システム

機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府 県	指定都 市	中核市	一般市 区町村	福祉事 務所未 設置町 村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>22.手当額改定</b>														
22.手当額改定	マスタ更新				0200330	物価変動による手当額の改定があった場合、手当額マスタを更新できること ※1 「児童扶養手当共通」に記載のマスタ管理要件を満たすこと	◎	◎	◎	◎	◎			
22.手当額改定	手当額改定処理				0200331	手当額改定の対象者を抽出し、手当額の一括改定ができること	◎	◎	◎	◎	◎			
22.手当額改定	手当額改定処理				0200332	手当額改定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 受給資格者氏名・住所、改定年月、改定前支給対象児童数、改定後支給対象児童数、改定前支給手当月額、改定後支給手当月額 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	◎	◎	◎	◎	◎			
22.手当額改定	手当額改定処理				0200467	手当額改定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 決裁日、支払月、備考 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	○	○	○	○			
22.手当額改定	手当額改定処理			修正・補記	0200468	手当額改定を行った場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 管理場所 ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○	◎	○	○	○	【第2.0版】検討会で議論した結果、指定都市では必須機能であり、指定都市以外の自治体でも必要な機能のため、実装区分を指定都市は「◎(実装必須機能)」、その他自治体は「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。  【第2.0版】「管理場所」とは、都道府県における福祉相談センターなどの地方機関、指定都市における区、市区町村における支所のことを指す。	【第2.0版】指定都市の実装区分を「◎(実装必須機能)」に、その他自治体の実装区分を「○(標準オプション機能)」に変更。また、実装区分の変更に伴い機能要件の文言を一部修正。	令和8年4月1日
22.手当額改定	手当額改定処理				0200333	手当額改定者に関する情報を一覧で確認できること	○	○	○	○	○			
22.手当額改定	手当額改定処理				0200334	指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること(EUC機能が利用できること) ※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと ※2 表示項目は、手当額改定事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること ※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること	○	○	○	○	○			
22.手当額改定	手当額改定通知				0200335	手当額改定者に送付する「児童扶養手当額変更のお知らせ」を出力できること ■帳票詳細要件 児童扶養手当額変更のお知らせ■	○	○	○	○	○			

# 児童扶養手当システム

## 機能要件【第2.0版】

(自治体規模ごとの実装区分)

【実装区分の凡例】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能、-:対象外

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	都道府 県	指定都 市	中核市	一般市 区町村	福祉事 務所未 設置町 村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>23.証書再発行</b>														
23.証書再発行	証書再発行処理				0200336	受給資格者が「児童扶養手当証書」を紛失又は毀損した場合、亡失届事由を登録できること  【管理項目】 届出年月日、証書番号、証書を失った日	◎	◎	◎	◎	-			
23.証書再発行	証書再発行処理				0200469	受給資格者が「児童扶養手当証書」を紛失又は毀損した場合、亡失届事由を登録できること  【管理項目】 証書を失ったときの事情	○	○	○	○	-			

児童扶養手当システム標準仕様書

機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	振り仮名法制化に伴うカナ表記の記載訂正	0200057	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200058	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200059	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200093	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200102	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200151	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200166	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200173	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200400	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200179	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200188	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200195	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200204	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200210	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200222	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200230	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200239	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200251	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200252	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200253	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
0200261	変更なし(訂正)	令和8年4月1日			

# 児童扶養手当システム標準仕様書

## 機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	振り仮名法制化に伴うカナ表記の記載訂正	0200278	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
		令和4年度全国意見照会の申し送り事項である、都道府県と福祉事務所未設置町村における機能の実装区分の精査依頼への対応	0200004	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200342	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200007	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200030	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200033	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200034	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200035	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200047	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200139	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200181	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200191	削除	令和8年4月1日
			0200470	新規付番	令和8年4月1日
			0200471	新規付番	令和8年4月1日
			0200197	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200198	削除	令和8年4月1日
			0200472	新規付番	令和8年4月1日
			0200473	新規付番	令和8年4月1日
			0200206	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200214	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200215	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム標準仕様書

## 機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	令和4年度全国意見照会の申し送り事項である、都道府県と福祉事務所未設置町村における機能の実装区分の精査依頼への対応	0200423	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200231	削除	令和8年4月1日
			0200474	新規付番	令和8年4月1日
			0200475	新規付番	令和8年4月1日
			0200258	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200263	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200276	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200288	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200453	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200289	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200290	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200294	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200454	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200295	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200297	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200298	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200299	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200301	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200302	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200306	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
0200307	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日			

児童扶養手当システム標準仕様書

機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	令和4年度全国意見照会の申し送り事項である、都道府県と福祉事務所未設置町村における機能の実装区分の精査依頼への対応	0200308	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200459	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200320	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200321	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200322	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200462	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200323	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200324	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200368	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200410	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200414	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200420	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200216	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200429	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200240	削除	令和8年4月1日
			0200476	新規付番	令和8年4月1日
			0200477	新規付番	令和8年4月1日
			0200241	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200247	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200248	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
0200285	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日			



# 児童扶養手当システム標準仕様書

## 機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規付番／変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	令和4年度全国意見照会の申し送り事項である、都道府県と福祉事務所未設置町村における機能の実装区分の精査依頼への対応	0200450	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200451	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200452	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
		令和4年度全国意見照会の申し送り事項である、「要件の考え方・理由」の追記依頼への対応	0200069	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200151	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200156	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200157	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200166	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200173	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200174	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200175	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200182	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200470	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200204	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200230	変更なし(訂正・補記)	令和8年4月1日
			0200232	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200254	変更なし(補記)	令和8年4月1日
			0200261	変更なし(補記)	令和8年4月1日

# 児童扶養手当システム標準仕様書

## 機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	「管理場所」のマスタ管理機能の指定都市以外の自治体への適用	0200004	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200021	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200022	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200365	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200115	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200379	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200380	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200145	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200148	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200389	削除	令和8年4月1日
			0200390	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200398	削除	令和8年4月1日
			0200399	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200404	削除	令和8年4月1日
			0200405	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200408	削除	令和8年4月1日
			0200409	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日

児童扶養手当システム標準仕様書

機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	「管理場所」のマス管理機能の指定都市以外の自治体への適用	0200412	削除	令和8年4月1日
			0200413	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200417	削除	令和8年4月1日
			0200418	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200421	削除	令和8年4月1日
			0200422	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200425	削除	令和8年4月1日
			0200426	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200427	削除	令和8年4月1日
			0200428	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200431	削除	令和8年4月1日
			0200432	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200436	削除	令和8年4月1日
			0200437	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200442	削除	令和8年4月1日
			0200443	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200448	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200292	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200461	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200466	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
0200468	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日			

児童扶養手当システム標準仕様書

機能要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規付番／変更なし)	適合基準日
第2.0版	令和6年3月29日	その他自治体・事業者の修正要望反映や、全国意見照会を経て検討会の議論結果に対する修正	0200004	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200311	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日
			0200151	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200166	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200230	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200261	変更なし(訂正)	令和8年4月1日
			0200374	変更なし(実装類型のみの修正)	令和9年2月1日
			0200375	変更なし(実装類型のみの修正)	令和9年2月1日
			0200383	変更なし(実装類型のみの修正)	令和9年2月1日
			0200391	変更なし(実装類型のみの修正)	令和9年2月1日
			0200358	変更なし(実装類型のみの修正)	令和9年2月1日
			0200430	変更なし(実装類型のみの修正)	令和8年4月1日